

追 加 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 42 号	令和 2 年度盛岡市一般会計補正予算 (第10号)	1
議案第 43 号	令和 2 年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計補正予算 (第 1 号)	15
議案第 44 号	令和 2 年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計補正予算 (第 1 号)	18
議案第 45 号	令和 2 年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算 (第 1 号)	21
議案第 46 号	令和 2 年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算 (第 2 号)	25
議案第 47 号	令和 2 年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算 (第 2 号)	28
議案第 48 号	令和 2 年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算 (第 1 号)	31
議案第 49 号	令和 2 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算 (第 2 号)	34
議案第 50 号	令和 2 年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計補正予算 (第 1 号)	37
議案第 51 号	令和 2 年度盛岡市土地取得事業費特別会計補正予算 (第 1 号)	41
議案第 52 号	令和 2 年度盛岡市東中野, 東安庭, 門財産区特別会計補正予算 (第 1 号)	44
議案第 53 号	令和 2 年度盛岡市水道事業会計補正予算 (第 4 号)	別冊
議案第 54 号	令和 2 年度盛岡市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 55 号	令和 2 年度盛岡市病院事業会計補正予算 (第 5 号)	別冊
議案第 56 号	令和 3 年度盛岡市一般会計補正予算 (第 1 号)	47
議案第 57 号	盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について.....	50
議案第 58 号	盛岡市まち・ひと・しごと創生基金条例について.....	51
議案第 59 号	盛岡市芸術文化振興基金条例について.....	52
議案第 60 号	盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について.....	53
議案第 61 号	盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について.....	81
議案第 62 号	財産の処分について	155
議案第 63 号	市道の路線の認定, 廃止及び変更について	157

議案第 42 号

令和 2 年度盛岡市一般会計補正予算（第10号）

令和 2 年度盛岡市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,351,370千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 156,801,705千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 市税		42,854,245	△1,000,000	41,854,245
	1 市民税	20,829,338	△880,000	19,949,338
	2 固定資産税	17,186,193	△50,000	17,136,193
	4 市たばこ税	1,923,650	△50,000	1,873,650
	5 入湯税	55,887	△20,000	35,887
7 地方消費税交付金		7,388,953	△217,000	7,171,953
	1 地方消費税交付金	7,388,953	△217,000	7,171,953
12 地方交付税		13,678,119	351,010	14,029,129
	1 地方交付税	13,678,119	351,010	14,029,129
14 分担金及び負担金		637,756	△2,869	634,887
	1 負担金	637,756	△2,869	634,887
15 使用料及び手数料		1,788,830	△256,241	1,532,589
	1 使用料	1,279,408	△191,900	1,087,508
	2 手数料	455,999	△60,818	395,181
	3 証紙収入	53,423	△3,523	49,900
16 国庫支出金		55,662,079	3,930,517	59,592,596
	1 国庫負担金	17,054,347	2,143,196	19,197,543
	2 国庫補助金	38,541,028	1,782,899	40,323,927
	3 委託金	66,704	4,422	71,126
17 県支出金		9,270,315	△285,893	8,984,422
	1 県負担金	5,753,051	38,909	5,791,960
	2 県補助金	2,630,073	△204,845	2,425,228
	3 委託金	887,191	△119,957	767,234
18 財産収入		593,495	60,768	654,263
	1 財産運用収入	163,721	14,837	178,558
	2 財産売却収入	429,774	45,931	475,705

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
19	寄附金	121,763	811,798	933,561
	1 寄附金	121,763	811,798	933,561
20	繰入金	3,606,631	△403,871	3,202,760
	1 特別会計繰入金	584,191	133,188	717,379
	2 基金繰入金	3,022,440	△537,059	2,485,381
22	諸収入	1,790,204	△32,355	1,757,849
	1 延滞金, 加算金及び過料	133,991	△32,562	101,429
	2 市預金利子	3,939	△1,605	2,334
	3 貸付金元利収入	402,176	△153	402,023
	4 受託事業収入	3,415	△182	3,233
	6 雑入	1,246,403	2,147	1,248,550
23	市債	11,759,776	2,395,506	14,155,282
	1 市債	11,759,776	2,395,506	14,155,282
歳 入 合 計		151,450,335	5,351,370	156,801,705

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	644,806	△9,174	635,632
	1 議会費	644,806	△9,174	635,632
2	総務費	40,933,491	749,071	41,682,562
	1 総務管理費	38,712,499	971,374	39,683,873
	2 徴税費	1,080,605	△39,131	1,041,474
	3 戸籍住民基本台帳費	820,823	△168,258	652,565
	4 選挙費	44,239	△424	43,815
	5 統計調査費	199,364	△15,491	183,873
	6 監査委員費	75,961	1,001	76,962
3	民生費	48,944,352	243,254	49,187,606
	1 社会福祉費	18,495,672	271,177	18,766,849
	2 児童福祉費	22,627,749	△53,637	22,574,112
	3 生活保護費	7,820,931	25,714	7,846,645
4	衛生費	9,134,724	1,490,509	10,625,233
	1 保健衛生費	2,286,958	△63,987	2,222,971
	2 清掃費	4,081,933	△142,502	3,939,431
	3 保健所費	2,765,833	1,696,998	4,462,831
5	労働費	380,314	△40,312	340,002
	1 労働諸費	380,314	△40,312	340,002
6	農林費	2,729,615	△73,404	2,656,211
	1 農業費	2,302,930	△62,041	2,240,889
	2 林業費	426,685	△11,363	415,322
7	商工費	4,575,652	△134,206	4,441,446
	1 商工費	4,575,652	△134,206	4,441,446
8	土木費	16,822,550	3,052,725	19,875,275
	1 土木管理費	226,516	3,625	230,141

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
	2 道路橋りよう費	4,451,057	1,616,042	6,067,099
	3 河川費	741,479	△16,036	725,443
	4 都市計画費	9,877,014	1,611,485	11,488,499
	5 住宅費	1,526,484	△162,391	1,364,093
9	消防費	4,787,889	△100,269	4,687,620
	1 消防費	4,787,889	△100,269	4,687,620
10	教育費	9,949,379	239,245	10,188,624
	1 教育総務費	953,658	△4,914	948,744
	2 小学校費	4,080,057	401,026	4,481,083
	3 中学校費	1,839,072	49,848	1,888,920
	4 高等学校費	735,240	△26,141	709,099
	5 幼稚園費	112,075	△6,293	105,782
	6 社会教育費	1,821,756	△76,053	1,745,703
	7 保健体育費	407,521	△98,228	309,293
11	災害復旧費	54,732	△1	54,731
	1 公共土木施設災害復旧費	13,928	△1	13,927
12	公債費	12,442,831	△66,068	12,376,763
	1 公債費	12,442,831	△66,068	12,376,763
歳 出 合 計		151,450,335	5,351,370	156,801,705

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	道の駅設置事業	3,033
		国土調査事業	21,648
		総務事務（戸籍情報システム改修）	4,510
3 民生費	1 社会福祉費	医療的ケア児等非常用発電機貸与事業	7,400
		老人福祉施設整備助成事業	47,520
		老人福祉施設開設準備経費助成事業	7,551
	2 児童福祉費	地域児童クラブ等運営事業	6,633
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計への負担金等	57,000
	3 保健所費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	2,034,166
5 労働費	1 労働諸費	雇用調整助成金等申請費用支援事業	2,200
6 農林費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	8,584
		産地パワーアップ事業	722
		砂子沢生活改善センター移転新築事業	5,000
7 商工費	1 商工費	成長分野拠点形成支援事業	2,760
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持管理事業	25,580
		本町通一丁目新庄町2号線外法面補修事業	160,000
		市道舗装二次改築事業	59,300
		市道舗装新設改良事業	9,359
		二子沢線道路整備事業	11,380
		渋民東線道路整備事業	1,000
		津志田白沢線Ⅱ工区外1路線道路整備事業	3,000

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道橋りよう費	谷地頭線外1路線道路整備事業	7,695
		都南中央第三地区生活環境整備事業	154,981
		道明地区生活環境整備事業	54,290
		下飯岡地区生活環境整備事業	2,690
		下太田地区生活環境整備事業	129,320
		岩山2号線道路整備事業	18,127
		津志田白沢線道路整備事業	32,410
		その他交通安全施設整備事業	4,000
		橋りよう維持補修事業	203,000
		文化橋, 上天滝橋橋梁補修事業	35,000
		交通安全施設等整備事業	600
		東中野門線道路整備事業	36,978
		東中野14号線道路整備事業	12,000
		下田生出線(下田工区)道路整備事業	20,000
		好摩永井線道路整備事業	5,000
		西部線外道路整備事業	4,936
		渋民好摩線道路整備事業	1,092
		南大通二丁目南大橋線外道路整備事業	22,000
		本町通一丁目名乗沢2号線道路整備事業	5,709
		下太田上太田5号線道路整備事業	3,000
		岩手飯岡駅東西線自由通路等整備事業	594,050
		生活道路対策エリア整備事業	8,805

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道橋りょう路費	永井街道線道路整備事業	1,000
		岩手公園開運橋線道路整備事業	66,000
		日戸柴沢線道路整備事業	3,415
	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	55,925
		河川等維持管理事業	6,460
		都市基盤河川改良事業	71,544
	4 都市計画費	紺屋町番屋改修事業	70,891
		道明地区土地区画整理事業	270,803
		都南中央第三地区土地区画整理事業	763,340
		太田地区土地区画整理事業	964,223
		明治橋大沢川原線街路事業	2,000
		愛宕町三ツ割線街路事業	9,228
		都市計画区域区分変更事業	2,100
		街路樹等維持管理事業	10,000
		動物公園総務事務	600,000
		都市公園整備事業（補助）	212,724
		お城を中心としたまちづくり事業（補助）	54,377
		盛岡バスセンター整備事業	65,669
		公共交通利用促進対策事業	23,600
		J R 田沢湖線新駅整備事業	224,959
	5 住宅費	公営住宅ストック総合改善事業	46,000
9 消防費	1 消防費	防災行政無線整備事業	95,824
10 教育費	2 小学校費	仁王小学校長寿命化改修事業	101,588

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	大新小学校校舎長寿命化改修事業	281,739
		城南小学校屋内運動場長寿命化改修事業	345,263
		トイレ改修事業	285,124
		コンピューター教育施設整備事業	366,431
		学校保健事業	46,000
	3 中学校費	トイレ改修事業	192,077
		城西中学校校舎長寿命化改修事業	192,618
		コンピューター教育施設整備事業	183,826
		学校保健事業	24,400
	4 高等学校費	総務事務（感染症対策事業）	2,400
	6 社会教育費	中央公民館施設整備事業	6,165
		図書館大規模改修事業	52,433
11 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	6,386

2 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
11 災害復旧費	2 農林業施設 災害復旧費	林業施設災害復旧事業	15,400	17,279

第 3 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
加賀野地区活動センター外 2 施設複合化・大規模改修事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	30,580
太田地区活動センター外 2 施設複合化・大規模改修事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	14,982
道明地区南川外暫定切替工事に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	70,000
北陵中学校校舎長寿命化改修事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	56,991
大宮中学校ダムウェーター棟増築工事に係る地質調査業務委託に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	1,276
河南中学校ダムウェーター棟増築工事に係る地質調査業務委託に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	1,276
盛岡市中央公民館新設駐車場整備工事に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	19,464

(変 更)

事 項	補 正 前	補 正 後
	期 間	期 間
新型コロナウイルス感染症経済対策の 融資に伴う利子補給についての債務 負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和5年度	自 令和2年度 至 令和6年度

第4表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
臨時財政対策債	4,128,776	4,105,782	借入先 財務省, 銀行及びその他 借入方法 証書借 入又は証券発行 借入時期 令和2 年度 ただし、財政 の都合等により 起債金額の全部 又は一部を翌年 度に繰り延べて 起債することが できる。	年 4.0%以 内 (ただし、 利率見直し 方法で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金その 他借入先の融資 条件による。 ただし、財政 又は借入先の都 合並びに金融の 状態により繰り 上げ償還し、又 は償還年限を短 縮し若しくは低 利に借換えする ことができる。
減収補てん債	0	649,000			
特別減収対策債	0	220,000			
猶予特例債	0	368,200			
好摩地区コミュニティセ ンター大規模改修事業債	73,900	70,200			
総合プール改修事業債	480,400	438,500			
道の駅整備事業債	20,600	15,900			
渋民文化会館長寿命化 改修事業債	47,700	28,800			
上田老人福祉センター 大規模改修事業債	48,000	38,600			
上田児童センター 大規模改修事業債	87,400	70,500			
(仮称)見前第二児童セ ンター建設事業債	12,800	9,500			
愛宕山老人福祉センター 解体事業債	6,600	4,500			
上飯岡児童センター 解体事業債	18,200	15,300			
旧清掃工場施設 解体事業債	228,600	191,000			
廃棄物処分場 整備事業債	0	5,700			
農村整備事業債	60,600	61,100			
庄ヶ畑地区振興センター 大規模改修事業債	29,400	25,200			
中津川地区振興センター 解体事業債	8,700	7,000			
玉山生活改善センター 解体事業債	30,500	29,600			
公有林整備事業債	26,700	21,500			

起 債 の 目 的	限 度 額		起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補 正 前	補 正 後			
地方道路等整備事業債	2,582,200	3,407,800			
道 路 整 備 事 業 債	67,200	65,100			
道路長寿命化改修事業債	183,800	182,500			
高齢者・障がい者にやさしいみちづくり事業債	3,300	2,600			
急傾斜地崩壊対策事業債	49,100	56,600			
河 川 整 備 事 業 債	227,000	209,100			
公 園 整 備 事 業 債	259,700	648,500			
公営住宅建設事業債	523,800	387,700			
前潟新駅整備事業債	116,800	121,700			
紺屋町番屋改修事業債	24,000	31,000			
消防施設整備事業債	113,200	104,100			
防災行政無線（同報系） 整 備 事 業 債	43,100	42,400			
水防倉庫解体事業債	29,200	17,800			
大新小学校校舎長寿命化 改 修 事 業 債	574,400	503,900			
仁王小学校校舎長寿命化 改 修 事 業 債	334,600	333,400			
城南小学校屋内運動場 長 寿 命 化 改 修 事 業 債	7,600	267,000			
飯 岡 小 学 校 施 設 整 備 事 業 債	244,200	196,300			
向 中 野 小 学 校 施 設 整 備 事 業 債	23,300	17,100			
城西中学校校舎長寿命化 改 修 事 業 債	373,500	330,800			
仙北中学校第二屋内運動 場 等 整 備 事 業 債	208,600	161,600			
トイレ改修事業債	0	311,500			
湊民公民館長寿命化 改 修 事 業 債	34,000	20,000			

起 債 の 目 的	限 度 額		起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補 正 前	補 正 後			
浜民図書館長寿命化 改 修 事 業 債	8,700	5,300			
(仮称)盛岡学校給食 センター建設事業債	156,700	93,000			
乙部・大ヶ生辺地通学施 設(スクールバス車両) 更 新 事 業 債	8,300	8,000			
計	11,759,776	14,155,282			

議案第 43 号

令和 2 年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度盛岡市の公設浄化槽事業費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,966 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	6,607	5	6,612
	1 使用料	6,606	3	6,609
	2 手数料	1	2	3
2	繰入金	3,353	△387	2,966
	1 一般会計繰入金	3,353	△387	2,966
3	繰越金	1	386	387
	1 繰越金	1	386	387
歳 入 合 計		9,962	4	9,966

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	公設浄化槽管理費	6,609	4	6,613
	1 公設浄化槽管理費	6,609	4	6,613
歳 出 合 計		9,962	4	9,966

議案第 44 号

令和 2 年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,816 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 487,341 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	75,502	11	75,513
	1 使用料	75,341	21	75,362
	2 手数料	161	△10	151
2	繰入金	413,653	△2,858	410,795
	1 一般会計繰入金	413,653	△2,858	410,795
3	繰越金	1	902	903
	1 繰越金	1	902	903
4	諸収入	1	129	130
	1 延滞金	1	129	130
歳 入 合 計		489,157	△1,816	487,341

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	農業集落排水事業費	8	△7	1
	1 農業集落排水整備費	8	△7	1
2	農業集落排水施設管理費	108,846	△1,809	107,037
	1 農業集落排水施設管理費	108,846	△1,809	107,037
歳 出 合 計		489,157	△1,816	487,341

議案第 45 号

令和 2 年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度盛岡市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,054 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 82,731 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	18,158	△2,446	15,712
	1 一般会計繰入金	18,158	△2,446	15,712
2	繰越金	1	7,096	7,097
	1 繰越金	1	7,096	7,097
3	諸収入	48,598	780	49,378
	1 貸付金元利収入	46,663	231	46,894
	2 雑入	1,935	549	2,484
4	市債	14,920	△4,376	10,544
	1 市債	14,920	△4,376	10,544
歳 入 合 計		81,677	1,054	82,731

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	母子父子寡婦福祉資金貸付費	81,677	1,054	82,731
	1 貸付費	68,882	804	69,686
	2 貸付事務費	12,795	250	13,045
	歳 出 合 計	81,677	1,054	82,731

第2表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	14,920	10,544	借入先 厚生労働省 借入方法 普通貸借 借入時期 令和2年度	無利子	母子及び父子並び に寡婦福祉法（昭和 39年法律第129号） 第37条第2項、第4 項及び第6項に定め るところにより償還 する。
計	14,920	10,544			

議案第 46 号

令和 2 年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度盛岡市の国民健康保険費特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 419,017 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,670,557 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	5,006,166	△100,181	4,905,985
	1 国民健康保険税	5,006,166	△100,181	4,905,985
2	使用料及び手数料	4,402	△649	3,753
	1 手数料	4,400	△649	3,751
3	国庫支出金	396	24,067	24,463
	1 国庫補助金	396	24,067	24,463
4	県支出金	18,070,024	470,065	18,540,089
	1 県負担金	17,609,139	458,083	18,067,222
	2 県補助金	460,884	11,982	472,866
5	財産収入	110	159	269
	1 財産運用収入	110	159	269
6	繰入金	2,029,310	△56,218	1,973,092
	1 一般会計繰入金	1,725,016	△49,354	1,675,662
	2 基金繰入金	304,294	△6,864	297,430
7	繰越金	1	76,096	76,097
	1 繰越金	1	76,096	76,097
8	諸収入	141,131	5,678	146,809
	1 延滞金, 加算金及び過料	128,396	3,425	131,821
	2 雑入	12,735	2,253	14,988
歳 入 合 計		25,251,540	419,017	25,670,557

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	456,375	△33,432	422,943
	1 総務管理費	233,307	△21,900	211,407
	2 徴税費	222,444	△11,118	211,326
	3 運営協議会費	624	△414	210
2	保険給付費	17,780,622	444,812	18,225,434
	1 療養諸費	15,538,278	338,426	15,876,704
	2 高額療養費	2,167,423	115,154	2,282,577
	4 出産育児諸費	60,509	△5,883	54,626
	5 葬祭諸費	10,410	△390	10,020
	6 医療費助成費	2,500	△1,500	1,000
	7 傷病手当金	1,500	△995	505
4	共同事業拠出金	10	△5	5
	1 共同事業拠出金	10	△5	5
5	保健事業費	256,355	△19,147	237,208
	1 保健事業費	256,355	△19,147	237,208
6	基金積立金	108	159	267
	1 基金積立金	108	159	267
7	諸支出金	34,447	26,630	61,077
	1 償還金及び還付加算金	34,447	26,630	61,077
歳 出 合 計		25,251,540	419,017	25,670,557

議案第 47 号

令和 2 年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度盛岡市の介護保険費特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,367,755 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,224,465 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	保険料	5,494,442	121,500	5,615,942
	1 介護保険料	5,494,442	121,500	5,615,942
3	国庫支出金	6,056,270	681,876	6,738,146
	1 国庫負担金	4,483,995	463,422	4,947,417
	2 国庫補助金	1,572,275	218,454	1,790,729
4	支払基金交付金	6,730,264	461,759	7,192,023
	1 支払基金交付金	6,730,264	461,759	7,192,023
5	県支出金	3,600,712	436,952	4,037,664
	1 県負担金	3,450,873	414,114	3,864,987
	2 県補助金	149,839	22,838	172,677
6	財産収入	154	273	427
	1 財産運用収入	154	273	427
7	繰入金	3,973,565	165,547	4,139,112
	1 一般会計繰入金	3,973,565	165,547	4,139,112
8	繰越金	5	483,560	483,565
	1 繰越金	5	483,560	483,565
9	諸収入	779	16,288	17,067
	2 雑入	443	16,288	16,731
歳 入 合 計		25,856,710	2,367,755	28,224,465

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1	総務費	439,609	△38,322	401,287
	1 総務管理費	234,739	△11,647	223,092
	2 徴収費	44,738	△38	44,700
	3 介護認定審査会費	157,779	△26,637	131,142
2	保険給付費	24,414,974	1,648,994	26,063,968
	1 介護サービス等諸費	22,344,697	1,549,412	23,894,109
	2 介護予防サービス等諸費	581,905	13,686	595,591
	3 その他諸費	28,086	1,336	29,422
	4 高額介護サービス等費	637,619	73,522	711,141
	5 高額医療合算介護サービス等費	80,867	2,112	82,979
	6 特定入所者介護サービス等費	741,800	8,926	750,726
3	地域支援事業費	933,687	5,873	939,560
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	492,513	9,143	501,656
	2 一般介護予防事業費	15,732	△2,586	13,146
	3 包括的支援事業・任意事業費	421,761	△684	421,077
4	基金積立金	62,766	167,223	229,989
	1 基金積立金	62,766	167,223	229,989
5	諸支出金	4,674	583,987	588,661
	1 償還金及び還付加算金	4,674	583,987	588,661
歳 出 合 計		25,856,710	2,367,755	28,224,465

議案第 48 号

令和 2 年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,361 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,264,987 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	2,681,220	△7,996	2,673,224
	1 後期高齢者医療保険料	2,681,220	△7,996	2,673,224
2	使用料及び手数料	539	△142	397
	1 手数料	539	△142	397
3	繰入金	560,437	17,141	577,578
	1 一般会計繰入金	560,437	17,141	577,578
4	繰越金	1	6,771	6,772
	1 繰越金	1	6,771	6,772
5	諸収入	7,429	△413	7,016
	1 延滞金、加算金及び過料	1,227	△716	511
	3 雑入	2	303	305
	歳 入 合 計	3,249,626	15,361	3,264,987

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	41,784	△211	41,573
	1 総務管理費	3,173	△76	3,097
	2 徴収費	38,611	△135	38,476
2	後期高齢者医療広域連合納付金	3,200,642	15,572	3,216,214
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,200,642	15,572	3,216,214
歳 出 合 計		3,249,626	15,361	3,264,987

議案第 49 号

令和 2 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 36,510 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,271,134 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	621,275	△11,741	609,534
	1 使用料	621,274	△11,742	609,532
	2 手数料	1	1	2
2	繰入金	473,003	△6,233	466,770
	1 一般会計繰入金	473,003	△6,233	466,770
3	繰越金	1	1,449	1,450
	1 繰越金	1	1,449	1,450
4	諸収入	213,365	△19,985	193,380
	1 雑入	213,365	△19,985	193,380
歳 入 合 計		1,307,644	△36,510	1,271,134

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	市場総務費	571,227	△36,510	534,717
	1 市場管理費	571,227	△36,510	534,717
	歳 出 合 計	1,307,644	△36,510	1,271,134

議案第 50 号

令和 2 年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度盛岡市の新産業等用地整備事業費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 125,358 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,646,925 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	847	△302	545
	1 一般会計繰入金	847	△302	545
2	市債	962,200	△8,700	953,500
	1 市債	962,200	△8,700	953,500
3	財産収入	558,520	134,360	692,880
	1 財産売払収入	558,520	134,360	692,880
歳 入 合 計		1,521,567	125,358	1,646,925

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	新産業等用地整備事業費	1,520,759	125,682	1,646,441
	1 新産業等用地整備費	1,520,759	125,682	1,646,441
2	新産業等用地管理費	442	△11	431
	1 新産業等用地管理費	442	△11	431
3	公債費	366	△313	53
	1 公債費	366	△313	53
歳 出 合 計		1,521,567	125,358	1,646,925

第2表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
新産業等用地 整備事業債	962,200	953,500	借入先 財務省, 銀行及びその他 借入方法 証書借 入又は証券発行 借入時期 令和2 年度 ただし、財政 の都合等により 起債金額の全部 又は一部を翌年 度に繰り延べて 起債することが できる。	年 4.0%以内 (ただし、 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金その他 借入先の融資条件 による。 ただし、財政又 は借入先の都合並 びに金融の状態に より繰り上げ償還 し、又は償還年限 を短縮し若しくは 低利に借換えする ことができる。
計	962,200	953,500			

議案第 51 号

令和 2 年度盛岡市土地取得事業費特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度盛岡市の土地取得事業費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,924千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,379千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	財産収入	13,302	△1,936	11,366
	1 財産運用収入	13,302	△1,936	11,366
2	繰越金	1	12	13
	1 繰越金	1	12	13
歳 入 合 計		13,303	△1,924	11,379

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	管理事務費	13,303	△1,924	11,379
	1 管理事務費	13,303	△1,924	11,379
歳 出 合 計		13,303	△1,924	11,379

議案第 52 号

令和 2 年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度盛岡市の東中野，東安庭，門財産区特別会計補正予算（第 1 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 682 千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	財産収入	8	2	10
	2 財産売却収入	1	2	3
2	繰入金	685	△683	2
	1 一般会計繰入金	685	△683	2
3	諸収入	1	△1	0
	1 雑入	1	△1	0
	歳 入 合 計	694	△682	12

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産費		694	△682	12
	1 財産管理費	694	△682	12
	歳 出 合 計	694	△682	12

令和 2 年度盛岡市水道事業会計補正予算（第 4 号）

（総 則）

第 1 条 令和 2 年度盛岡市水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 2 年度盛岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 事 業 収 益	8,390,826千円	△41,044千円	8,349,782千円
第 1 項 営 業 収 益	6,309,313千円	△14,416千円	6,294,897千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1,062,318千円	△26,628千円	1,035,690千円
	支	出	
第 1 款 事 業 費	6,443,340千円	△120,957千円	6,322,383千円
第 1 項 営 業 費 用	5,777,440千円	△242,119千円	5,535,321千円
第 2 項 営 業 外 費 用	504,518千円	121,246千円	625,764千円
第 3 項 特 別 損 失	151,382千円	△84千円	151,298千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,891,023千円は、減債積立金 1,414,067 千円、建設改良積立金 1,014,920 千円 及び当年度分損益勘定留保資金等 1,462,036千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 資 本 的 収 入	948,522千円	197,928千円	1,146,450千円
第 1 項 工 事 負 担 金	426,951千円	△46,033千円	380,918千円
第 2 項 負 担 金	29,000千円	10,596千円	39,596千円
第 4 項 国 庫 補 助 金	165,696千円	233,315千円	399,011千円
第 5 項 固 定 資 産 売 却 代 金	225,962千円	50千円	226,012千円

	支	出	
第1款 資本的支出	5,278,871千円	△241,398千円	5,037,473千円
第1項 建設改良費	3,163,804千円	△250,917千円	2,912,887千円
第3項 返還金	1,000千円	△520千円	480千円
第5項 その他資本的支出	0千円	10,039千円	10,039千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
(1) 職員給与費	1,328,658千円	△63,998千円	1,264,660千円

令和3年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

令和2年度盛岡市水道事業会計予算実施計画（補正第4号）

収益的収入及び支出

収入

（単位 千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 事業収益			8,390,826	△ 41,044	8,349,782	
	1 営業収益		6,309,313	△ 14,416	6,294,897	
		2 他会計金 負担金	24,611	2,429	27,040	児童手当負担金 248 消火栓維持管理費負担金 8,486 退職手当負担金 △6,305
		3 受託工事 収益	49,908	△ 13,173	36,735	受託工事収益 △11,956 給水工事料 △1,217
		4 引当金 戻入益	4,320	△ 871	3,449	貸倒引当金戻入益
		5 その他の 営業収益	47,058	△ 2,801	44,257	手数料 △2,323 負担金 △1,340 遅延損害金 862
	2 営業外 収益		1,062,318	△ 26,628	1,035,690	
		1 受取利息 及び配当金	6,357	855	7,212	預金利息 611 有価証券利息 244
		3 引当金 戻入益	158,682	△ 22,270	136,412	退職給付引当金戻入益
		4 長期前受金 戻入	692,913	△ 12,098	680,815	減価償却等による長期前受金収益 化分
		6 雑収益	18,764	6,885	25,649	不用品売却収益 2,715 その他の雑収益 4,170

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 事業費			6,443,340	△ 120,957	6,322,383	
	1 営業費用		5,777,440	△ 242,119	5,535,321	
		1 原水及び浄水費	1,099,773	△ 68,928	1,030,845	給料 69 諸手当 △150 法定福利費 242 旅費及び交通費 △271 被服費 △352 委託料 △40,320 賃借料 192 修繕費 76 動力費 △15,201 薬品費 △13,232 厚生費 19
		2 配水費	374,146	△ 42,263	331,883	給料 △2,929 諸手当 △1,254 法定福利費 △1,257 被服費 △142 委託料 △13,619 修繕費 26,630 動力費 △3,050 路面復旧費 5,525 工事請負費 △52,138 厚生費 △29
		3 給水費	232,017	△ 6,431	225,586	給料 △430 諸手当 242 法定福利費 217 旅費及び交通費 △19 被服費 △221 委託料 △6,178 厚生費 5 租税公課 △2 保険料 △45
		4 メーター関係費	222,883	△ 13,609	209,274	給料 △109 諸手当 △404 賞与引当金繰入額 △244 法定福利費 △90 法定福利費引当金繰入額 △38 被服費 △31 委託料 △4,640 修繕費 △8,053
		5 漏水防止費	225,970	△ 28,633	197,337	給料 △907 諸手当 △1,972 法定福利費 △583 被服費 △156 委託料 △7,554 修繕費 △615 工事請負費 △16,835 厚生費 △11
		6 受託工事費	44,390	△ 7,581	36,809	修繕費
		7 業務費	458,470	△ 16,224	442,246	給料 △1,750 諸手当 △1,739 法定福利費 △793 報償費 △11,829 被服費 △96 厚生費 △13 保険料 △4

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
		8 総 係 費	621,071	△ 3,836	617,235	給料 △8,474 諸手当 △2,648 賞与引当金繰入額 △122 報酬 △384 法定福利費 △1,874 法定福利費引当金繰入額 △19 旅費及び交通費 △3,470 退職給付費 △4,923 報償費 △394 被服費 △340 備用品費 2,443 委託料 △2,227 賃借料 62 修繕費 954 研修費 △6,224 厚生費 12 保険料 △74 補助金 △2,006 負担金 27,016 貸倒損失 △870 貸倒引当金繰入額 △274
		9 減価償却費	2,149,464	△ 48,101	2,101,363	有形固定資産減価償却費 △40,379 無形固定資産減価償却費 △7,722
		10 資産減耗費	349,256	△ 6,513	342,743	有形固定資産の除却損
	2 営 業 外 費		504,518	121,246	625,764	
		2 消費税及び 地方消費税	262,638	121,246	383,884	
	3 特 別 損 失		151,382	△ 84	151,298	
		1 固 定 資 産 売 却 損	46	△ 46	0	車両売却損
		3 減 損 損 失	38	△ 38	0	土地の評価による減損分

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 資 本 的 収 入			948,522	197,928	1,146,450	
	1 工 事 負 担 金		426,951	△ 46,033	380,918	
		1 工事負担金	426,951	△ 46,033	380,918	加入金 △28,386 その他工事負担金 △17,647
	2 負 担 金		29,000	10,596	39,596	
		1 他 会 計 負 担 金	29,000	10,596	39,596	消火栓設置費負担金
	4 国 庫 補 助 金		165,696	233,315	399,011	
		1 国庫補助金	165,696	233,315	399,011	国庫補助金 200,461 交付金 32,854
	5 固 定 資 産 売 却 代 金		225,962	50	226,012	
		1 固 定 資 産 売 却 代 金	225,962	50	226,012	車両売却代金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 資本的支出			5,278,871	△ 241,398	5,037,473	
	1 建設費		3,163,804	△ 250,917	2,912,887	
		1 配給水費	2,140,007	△ 79,408	2,060,599	給料 △13,627 諸手当 △10,114 法定福利費 △4,173 旅費及び交通費 △259 被服費 △271 委託料 △987 工事請負費 36,670 補償費 2,527 厚生費 △68 租税公課 △2 保険料 △14 負担金 △89,090
		2 浄配水場施設整備費	1,001,821	△ 167,808	834,013	給料 △1,966 諸手当 △1,399 法定福利費 △858 被服費 △194 委託料 △3,317 工事請負費 △156,296 厚生費 △5 土地取得費 △3,773
		3 その他費	21,976	△ 3,701	18,275	車両運搬具取得費 △75 工具器具備品取得費 △3,626
	3 返還金		1,000	△ 520	480	
		1 返還金	1,000	△ 520	480	工事負担金返還金
	5 その他の資本支出		0	10,039	10,039	
		1 返還金	0	10,039	10,039	消費税及び地方消費税仕入控除額の確定に伴う国庫補助金の返納

令和２年度盛岡市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）（補正第４号）

（令和２年４月１日から令和３年３月31日まで）

（単位 千円）

区分	補正前の額	補正額	計
１ 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	1,801,418	93,830	1,895,248
減価償却費	2,149,464	△48,101	2,101,363
減損損失	38	△38	0
資産減耗費	349,162	△6,513	342,649
引当金の増減額（△は減少）	24,837	17,521	42,358
長期前受金戻入額	△692,913	12,098	△680,815
受取利息及び受取配当金	△6,357	△850	△7,207
支払利息	237,429	0	237,429
有形固定資産売却損益（△は益）	46	△46	0
未収金の増減額（△は増加）	△187,365	102,887	△84,478
未払金の増減額（△は減少）	△517,253	1,313,874	796,621
たな卸資産の増減額（△は増加）	△37,897	△2,715	△40,612
有価証券差益	0	△5	△5
小計	3,120,609	1,481,942	4,602,551
利息及び配当金の受取額	6,357	850	7,207
利息の支払額	△237,429	0	△237,429
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,889,537	1,482,792	4,372,329
２ 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△2,884,177	△1,064,528	△3,948,705
有形固定資産の売却による収入	223,224	45	223,269
有価証券の取得による支出	△700,000	0	△700,000
工事負担金等による収入	338,138	△133,890	204,248
国庫補助金等による収入	165,696	399,767	565,463
他会計からの負担金による収入	29,000	10,596	39,596
工事負担金等の返還による支出	△1,000	△9,519	△10,519
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,829,119	△797,529	△3,626,648
３ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,414,067	0	△1,414,067
他会計からの出資による収入	100,913	40,000	140,913
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,313,154	40,000	△1,273,154
資金増減額（△は減少）	△1,252,736	725,263	△527,473
資金期首残高	10,317,986	881,901	11,199,887
資金期末残高	9,065,250	1,607,164	10,672,414

給 与 費

1 総括

区 分	職 員 数 (人)		給 与	
	特 別 職 (人)	企 業 職 (人)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補 正 後	1	(13) 132	534,337	374,953
補 正 前	1	(14) 133	564,460	394,316
比 較	—	(△1) △1	△30,123	△19,363

職員手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	業 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)
	補 正 後	16,150	8,963	8,502	1,236	22,669	645
	補 正 前	16,417	8,505	9,044	1,199	32,538	1,453
	比 較	△267	458	△542	37	△9,869	△808

備考 () 内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたものである。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)		給 与	
	特 別 職 (人)	企 業 職 (人)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補 正 後	1	(—) 132	509,461	371,881
補 正 前	1	(—) 133	533,775	390,030
比 較	—	(—) △1	△24,314	△18,149

職員手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	業 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)
	補 正 後	16,150	8,963	7,733	1,231	22,640	645
	補 正 前	16,417	8,505	8,099	1,199	31,919	1,453
	比 較	△267	458	△366	32	△9,279	△808

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたものである。

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)		給 与	
	特 別 職 (人)	企 業 職 (人)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補 正 後	—	(13) —	24,876	3,072
補 正 前	—	(14) —	30,685	4,286
比 較	—	(△1) —	△5,809	△1,214

職員手当の内訳	区 分	通 勤 手 当 (千円)	業 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補 正 後	769	5	29	2,269
	補 正 前	945	—	619	2,722
	比 較	△176	5	△590	△453

備考 () 内は、パートタイム会計年度任用職員について外書きしたものである。

明 細 書 (補 正 分)

費 計 (千円)	法 定 福 利 費 (千円)	引 当 金 繰 入 額 (千円)	合 計 (千円)
909,290	177,039	178,331	1,264,660
958,776	186,205	183,677	1,328,658
△49,486	△9,166	△5,346	△63,998

宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	奨 励 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
4,344	57	8,499	120,363	81,282	8,144	94,099
4,344	148	7,374	126,102	84,956	8,137	94,099
—	△91	1,125	△5,739	△3,674	7	—

費 計 (千円)	法 定 福 利 費 (千円)	引 当 金 繰 入 額 (千円)	合 計 (千円)
881,342	172,663	177,205	1,231,210
923,805	180,906	182,128	1,286,839
△42,463	△8,243	△4,923	△55,629

宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	奨 励 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
4,344	57	8,499	118,094	81,282	8,144	94,099
4,344	148	7,374	123,380	84,956	8,137	94,099
—	△91	1,125	△5,286	△3,674	7	—

費 計 (千円)	法 定 福 利 費 (千円)	引 当 金 繰 入 額 (千円)	合 計 (千円)
27,948	4,376	1,126	33,450
34,971	5,299	1,549	41,819
△7,023	△923	△423	△8,369

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明
給 料	△30,123	1 給与改定に伴う増減分 —	
		2 その他の増減分 △30,123	育児休業・病気休職者等に係る減額分 △4,598千円 新陳代謝等その他の増減分 △25,525千円
職員手当	△19,363	1 制度改正に伴う増減分 —	
		2 その他の増減分 △19,363	

備	考

継続費に関する調書（補正第4号）

（単位 千円）

款	項	事業名	全 体 計 画				前前年度	前年度末	当該年度	当該年度	翌年度	継続費の	備考	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳			未までの	までの	支払義務	末までの	降の支払		総 額
					企業債	国 庫 補助金	損益勘定 留保資金	支払義務 発 生 額	支払義務 発 生 額 (見込)額	支払義務 発 生 額 予 定 額	支払義務 発 生 額 予 定 額	義務発生 予 定 額		に対する 進 歩 率 (%)
1 資本的 支 出	1 建設 改良費	沢田浄水場 経年更新事業	29	(140,030)	(0)	(0)	(140,030)	(116,472)	(116,472)	(0)	(116,472)	(0)	(10.8)	通次繰越
				140,030	0	0	140,030	116,472	116,472	0	116,472	0	10.8	23,558
			30	(336,380)	(0)	(0)	(336,380)	(261,468)	(261,468)	(0)	(261,468)	(0)	(24.2)	(98,470)
				336,380	0	0	336,380	261,468	261,468	0	261,468	0	24.2	98,470
			1	(336,380)	(0)	(91,374)	(245,006)	(0)	(434,850)	(0)	(434,850)	(0)	(40.2)	(0)
				336,380	0	91,374	245,006	0	162,060	0	162,060	0	15.0	272,790
			2	(268,390)	(0)	(0)	(268,390)	(0)	(0)	(268,390)	(268,390)	(0)	(24.8)	
				268,390	0	44,714	223,676	0	0	541,180	541,180	0	50.0	
			計	(1,081,180)	(0)	(91,374)	(989,806)	(377,940)	(812,790)	(268,390)	(1,081,180)	(0)	(100.0)	
				1,081,180	0	136,088	945,092	377,940	540,000	541,180	1,081,180	0	100.0	

注：（ ）は、補正前

令和2年度盛岡市水道事業予定貸借対照表（補正第4号）

（令和3年3月31日）

（単位 千円）

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ア 土地		3,054,679	
イ 立木		16,465	
ウ 建物	4,187,237		
減価償却累計額	<u>△ 1,979,142</u>	2,208,095	
エ 建物附属設備	1,062,678		
減価償却累計額	<u>△ 894,838</u>	167,840	
オ 構築物	82,643,232		
減価償却累計額	<u>△ 38,181,836</u>	44,461,396	
カ 機械及び装置	14,858,190		
減価償却累計額	<u>△ 10,952,924</u>	3,905,266	
キ 車両運搬具	179,148		
減価償却累計額	<u>△ 161,439</u>	17,709	
ク 工具器具備品	348,246		
減価償却累計額	<u>△ 255,392</u>	92,854	
ケ 有形固定資産建設仮勘定		<u>1,731,515</u>	
有形固定資産合計			55,655,819

(2) 無形固定資産

ア ダム使用权		727,363	
イ 電話加入権		2,867	
ウ 無形固定資産建設仮勘定		<u>1,645,263</u>	
無形固定資産合計			2,375,493

(3) 投資

ア 投資有価証券		<u>3,999,980</u>	
投資合計			<u>3,999,980</u>
固定資産合計			62,031,292

2 流動資産

(1) 現金預金			10,672,414
(2) 未収金	743,253		
貸倒引当金	<u>△ 11,400</u>	731,853	
(3) 貯蔵品		<u>113,599</u>	
流動資産合計			<u>11,517,866</u>
資産合計			<u>73,549,158</u>

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	5,603,420	
企業債合計		5,603,420

(2) 引当金

ア 退職給付引当金	973,114	
イ 修繕引当金	3,196,203	
引当金合計		4,169,317
固定負債合計		9,772,737

4 流動負債

(1) 企業債

ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,412,176	
企業債合計		1,412,176

(2) 未払金

1,667,564

(3) 引当金

ア 賞与引当金	59,643	
イ 法定福利費引当金	11,985	
引当金合計		71,628

(4) その他流動負債

412,834

流動負債合計 3,564,202

5 繰延収益

長期前受金 31,619,086

収益化累計額 △ 15,956,509

繰延収益合計 15,662,577

負債合計 28,999,516

資 本 の 部

6 資本金

34,273,520

7 剰余金

(1) 資本剰余金

ア 国庫，県補助金	46,356	
イ 工事負担金	1,853,280	
ウ 受贈財産評価額	736,675	
エ 寄附金	160	
オ その他資本剰余金	14,142	
資本剰余金合計		2,650,613

(2) 利益剰余金

ア 減債積立金	1,412,176	
イ 建設改良積立金	1,549,098	
ウ 災害対策準備金	340,000	
エ 当年度未処分利益剰余金	<u>4,324,235</u>	
利益剰余金合計		<u>7,625,509</u>
剰余金合計		<u>10,276,122</u>
資本合計		<u>44,549,642</u>
負債資本合計		<u>73,549,158</u>

注 記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア 有価証券の評価基準

満期保有目的の国債等は償却原価法（定額法）によっている。

イ たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

量水器を除く資産 定額法によっている。

量水器 取替法によっている。

イ 無形固定資産 定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

ア 賞与引当金・法定福利費引当金

職員の期末手当及び奨励手当の支給並びに手当の支給に伴い発生する法定福利費の支払いに備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、翌年度の支給見込額のうち当事業年度の負担に属する額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、毎事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額から他会計が負担すると見込まれる額を控除した額を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

(4) その他会計に関する書類のための基本となる重要な事項

ア 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっている。

2 予定貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計負担金見込額

ア 予定貸借対照表に計上されている企業債（１年以内の償還予定のものも含む）のうち，企業債の償還に要する資金の一部を一般会計が負担すると見込まれる額は，27,159千円である。

3 その他の注記

(1) 新会計基準移行に係る経過措置

ア 修繕引当金に係る経過措置

平成26年３月31日以前に引き当てられたものについては，引き続き従前の例により取り崩すこととする。

令和 2 年度盛岡市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 2 年度盛岡市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 2 年度盛岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 事 業 収 益	8,469,721千円	△120,145千円	8,349,576千円
第 1 項 営 業 収 益	7,102,451千円	△61,688千円	7,040,763千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1,367,269千円	△58,457千円	1,308,812千円
	支	出	
第 1 款 事 業 費	8,060,201千円	△84,062千円	7,976,139千円
第 1 項 営 業 費 用	7,280,772千円	△65,537千円	7,215,235千円
第 2 項 営 業 外 費 用	768,429千円	△19,140千円	749,289千円
第 3 項 特 別 損 失	1,000千円	615千円	1,615千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「3,201,366千円」を「3,111,615千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 資 本 的 収 入	2,253,667千円	697,846千円	2,951,513千円
第 1 項 企 業 債	1,178,900千円	304,400千円	1,483,300千円
第 2 項 負担金及び分担金	596,767千円	12,941千円	609,708千円
第 3 項 補 助 金	478,000千円	380,505千円	858,505千円

		支	出	
第1款	資 本 的 支 出	5,455,033千円	608,095千円	6,063,128千円
第1項	建 設 改 良 費	2,216,611千円	608,095千円	2,824,706千円
(企業債)				

第4条 予算第6条の表の起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前	補正後			
公共下水道 事業債	995,900千円	1,284,300千円	借入先 財務省, 銀行その他 借入方法 証書借入又は証券発行 借入時期 令和2年度 ただし, 財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方式で借り入れる資金について, 利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし, 財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し, 又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道 事業債	183,000千円	199,000千円			
合 計	1,178,900千円	1,483,300千円			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	706,189千円	△45,801千円	660,388千円

令和3年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

令和2年度盛岡市下水道事業会計予算実施計画（補正第2号）

収益的収入及び支出

収 入

（単位 千円）

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 事業収益			8,469,721	△ 120,145	8,349,576	
	1 営業収益		7,102,451	△ 61,688	7,040,763	
		1 下水道料	4,625,573	△ 64,595	4,560,978	
		2 他会計負担金	2,447,021	1,539	2,448,560	一般会計負担金 △1,058 下水道事業会計負担金 2,597
		3 受託事業収益	25,783	△ 3,007	22,776	受託事業に係る収益
		4 引当金戻入益	4,061	△ 298	3,763	貸倒引当金戻入益
		5 その他の営業収益	13	4,673	4,686	延滞金 1,195 手数料 3,478
	2 営業外収益		1,367,269	△ 58,457	1,308,812	
		1 受取利息及び配当金	24	109	133	預金利息
		2 他会計負担金	344,674	△ 6,262	338,412	企業債償還利子に係る負担金
		3 引当金戻入益	75,855	△ 15,499	60,356	退職給付引当金戻入益 △15,426 貸倒引当金戻入益 △73
		4 長期前受金戻入	942,998	△ 34,940	908,058	減価償却等による長期前受金収益化分
		5 雑収益	3,718	△ 1,865	1,853	不動産賃貸料外

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 事業費			8,060,201	△ 84,062	7,976,139	
	1 営業費用		7,280,772	△ 65,537	7,215,235	
		1 管 渠 費	393,204	△ 26,362	366,842	給料 279 諸手当 2,371 法定福利費 520 被服費 △152 備用品費 △53 委託料 △20,996 手数料 △671 賃借料 △8 修繕費 △12,065 工事請負費 △4,392 厚生費 24 租税公課 △10 保険料 △9 負担金 8,800
		2 ポンプ場費	138,752	3,481	142,233	給料 70 諸手当 601 法定福利費 171 被服費 △113 委託料 △1,880 手数料 △5 修繕費 4,636 厚生費 3 保険料 △2
		3 処 理 場 費	154,990	△ 6,817	148,173	給料 △1,385 諸手当 △1,223 報酬 △87 法定福利費 △637 旅費及び交通費 △37 被服費 △83 委託料 △3,438 手数料 △5 賃借料 96 厚生費 △18
		4 普 及 費	48,957	△ 492	48,465	給料 △39 諸手当 △86 法定福利費 169 被服費 △130 委託料 △413 修繕費 13 厚生費 4 租税公課 △2 保険料 △8
		5 受託事業費	28,017	△ 3,007	25,010	給料 △1,508 諸手当 △892 法定福利費 △597 厚生費 △10
		6 業 務 費	213,876	△ 9,976	203,900	給料 △3,917 諸手当 △1,897 賞与引当金繰入額 △172 法定福利費 △1,546 法定福利費引当金繰入額 △27 被服費 △99 委託料 △201 修繕費 △646 材料費 △1,447 厚生費 △24

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
		7 総 係 費	317,545	△ 17,047	300,498	給料 △620 諸手当 △2,100 法定福利費 24 旅費及び交通費 △520 退職給付費 △7,131 被服費 51 備用品費 392 広告料 220 委託料 △1,455 賃借料 △1,476 修繕費 159 研修費 △3,951 負担金 △1,871 貸倒損失 1,325 貸倒引当金繰入額 △94
		8 流域下水道 管 理 費	1,879,624	△ 35,359	1,844,265	北上川上流流域下水道の維持管理 負担金
		9 減価償却費	4,095,807	△ 18,249	4,077,558	有形固定資産減価償却費 △18,173 無形固定資産減価償却費 △76
		10 資産減耗費	10,000	48,291	58,291	有形固定資産の除却損
	2 営 業 外 費 用		768,429	△ 19,140	749,289	
		1 支 払 利 息 及び企業債 取 扱 諸 費	630,662	△ 11,023	619,639	企業債利息
		2 消費税及び 地方消費税	132,949	△ 7,983	124,966	
		3 貸 倒 損 失	436	△ 73	363	受益者負担金・分担金の不納欠損
		4 貸倒引当金 繰 入 額	436	△ 73	363	受益者負担金・分担金に係る貸倒 引当金繰入額
		5 雑 支 出	3,946	12	3,958	下水道使用料還付外
	3 特別損失		1,000	615	1,615	
		1 過年度損益 修 正 損	1,000	615	1,615	下水道使用料の損益修正

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 資 本 的 収 入			2,253,667	697,846	2,951,513	
	1 企 業 債		1,178,900	304,400	1,483,300	
		1 建設企業債	1,178,900	304,400	1,483,300	公共下水道事業債 288,400 流域下水道事業債 16,000
	2 負 担 金 及 び 分 担 金		596,767	12,941	609,708	
		1 工事負担金	82,578	△ 16,183	66,395	受託工事負担金
		3 下水道事業 費 負 担 金	17,885	21,926	39,811	下水道事業費受益者負担金
		4 下水道事業 費 分 担 金	15,090	7,198	22,288	
	3 補 助 金		478,000	380,505	858,505	
		1 国庫補助金	478,000	380,505	858,505	社会資本整備総合交付金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 資本的支出			5,455,033	608,095	6,063,128	
	1 建設費		2,216,611	608,095	2,824,706	
		1 管渠施設費	1,917,371	655,140	2,572,511	給料 △9,091 諸手当 △8,485 法定福利費 △3,193 旅費及び交通費 △300 報償費 745 被服費 △214 印刷製本費 △226 通信運搬費 50 委託料 △45,309 手数料 1,817 賃借料 5 材料費 △517 工事請負費 710,278 補償費 11,335 厚生費 △49 土地取得費 △1,706
		2 ポンプ場施設費	96,338	△ 60,651	35,687	旅費及び交通費 △163 委託料 △25,200 手数料 △170 工事請負費 △35,118
		3 流域下水道建設費	183,010	16,694	199,704	北上川上流流域下水道建設負担金
		4 その他施設費	19,892	△ 3,088	16,804	車両運搬具取得費 △3,382 工具器具備品取得費 294

令和2年度盛岡市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）（補正第2号）

（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

（単位 千円）

区分	補正前の額	補正額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	300,556	△45,559	254,997
減価償却費	4,095,807	△18,249	4,077,558
資産減耗費	10,000	48,291	58,291
引当金の増減額（△は減少）	27,131	△11,108	16,023
長期前受金戻入額	△942,998	34,940	△908,058
受取利息及び受取配当金	△24	△109	△133
支払利息	630,662	△11,023	619,639
未収金の増減額（△は増加）	45,357	3,479	48,836
未払金の増減額（△は減少）	△217,836	236,112	18,276
たな卸資産の増減額（△は増加）	△9,928	△517	△10,445
小計	3,938,727	236,257	4,174,984
利息及び配当金の受取額	24	109	133
利息の支払額	△630,662	11,023	△619,639
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,308,089	247,389	3,555,478
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△1,869,315	△1,380,831	△3,250,146
無形固定資産の取得による支出	△166,373	△15,176	△181,549
工事負担金等による収入	105,048	28,129	133,177
国庫補助金等による収入	414,546	610,751	1,025,297
他会計からの負担金による収入	481,214	0	481,214
補助金等の返還による支出	△3,550	0	△3,550
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,038,430	△757,127	△1,795,557
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,178,900	689,800	1,868,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△2,955,139	0	△2,955,139
その他の企業債の償還による支出	△279,733	0	△279,733
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,055,972	689,800	△1,366,172
資金増減額（△は減少）	213,687	180,062	393,749
資金期首残高	3,547,957	263,095	3,811,052
資金期末残高	3,761,644	443,157	4,204,801

給 与 費

1 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与	
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補 正 後	(6) 69	267,506	227,853
補 正 前	(6) 69	283,718	219,997
比 較	(-) -	△16,212	7,856

職員手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	業 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	8,412	5,892	3,953	1,739	23,911
	補 正 前	8,463	5,550	4,201	1,774	27,481
	比 較	△51	342	△248	△35	△3,570

備考 () 内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたものである。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与	
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補 正 後	(1) 69	256,172	226,486
補 正 前	(1) 69	272,384	218,457
比 較	(-) -	△16,212	8,029

職員手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	業 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	8,412	5,892	3,591	1,732	23,821
	補 正 前	8,463	5,550	3,841	1,764	27,219
	比 較	△51	342	△250	△32	△3,398

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたものである。

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与	
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補 正 後	(5) -	11,334	1,367
補 正 前	(5) -	11,334	1,540
比 較	(-) -	-	△173

職員手当の内訳	区 分	通 勤 手 当 (千円)	業 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	362	7	90
	補 正 前	360	10	262
	比 較	2	△3	△172

備考 () 内は、パートタイム会計年度任用職員について外書きしたものである。

明 細 書 (補 正 分)

費	法 定 福 利 費	引 当 金 繰 入 額	合 計
計 (千円)	(千円)	(千円)	(千円)
495,359	91,906	73,123	660,388
503,715	96,996	105,478	706,189
△8,356	△5,090	△32,355	△45,801

休 日 給 (千円)	管理職員特別 勤務手当(千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	奨 励 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
780	42	3,689	59,479	41,321	4,473	74,162
765	100	3,847	64,071	44,672	4,319	54,754
15	△58	△158	△4,592	△3,351	154	19,408

費	法 定 福 利 費	引 当 金 繰 入 額	合 計
計 (千円)	(千円)	(千円)	(千円)
482,658	89,777	72,841	645,276
490,841	94,803	104,997	690,641
△8,183	△5,026	△32,156	△45,365

休 日 給 (千円)	管理職員特別 勤務手当(千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	奨 励 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
780	42	3,689	58,571	41,321	4,473	74,162
765	100	3,847	63,163	44,672	4,319	54,754
15	△58	△158	△4,592	△3,351	154	19,408

費	法 定 福 利 費	引 当 金 繰 入 額	合 計
計 (千円)	(千円)	(千円)	(千円)
12,701	2,129	282	15,112
12,874	2,193	481	15,548
△173	△64	△199	△436

期 末 手 当 (千円)
908
908
—

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明
給 料	△16,212	1 給与改定に伴う増減分 —	
		2 その他の増減分 △16,212	新陳代謝等その他の増減分 △16,212千円
職員手当	7,856	1 制度改正に伴う増減分 —	
		2 その他の増減分 7,856	

備	考

令和2年度盛岡市下水道事業会計予定貸借対照表（補正第2号）

（令和3年3月31日）

（単位 千円）

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ア 土地		1,904,277	
イ 立木		5,068	
ウ 建物	2,398,909		
減価償却累計額	<u>△ 932,349</u>	1,466,560	
エ 建物附属設備	180,554		
減価償却累計額	<u>△ 65,185</u>	115,369	
オ 構築物	151,634,196		
減価償却累計額	<u>△ 56,508,713</u>	95,125,483	
カ 機械及び装置	6,941,397		
減価償却累計額	<u>△ 4,231,480</u>	2,709,917	
キ 車両運搬具	62,953		
減価償却累計額	<u>△ 32,636</u>	30,317	
ク 工具器具備品	11,105		
減価償却累計額	<u>△ 7,360</u>	3,745	
ケ 有形固定資産建設仮勘定		<u>251,278</u>	
有形固定資産合計			101,612,014

(2) 無形固定資産

ア 地上権		2,069	
イ 電話加入権		72	
ウ 施設利用権		<u>5,682,155</u>	
無形固定資産合計			5,684,296

(3) 投資

ア 基金		<u>30,000</u>	
投資合計			<u>30,000</u>
固定資産合計			107,326,310

2 流動資産

(1) 現金預金		4,204,801	
(2) 未収金	802,624		
貸倒引当金	<u>△ 68,982</u>	733,642	
(3) 貯蔵品		<u>19,413</u>	
流動資産合計			<u>4,957,856</u>
資産合計			<u>112,284,166</u>

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	29,376,644	
イ その他の企業債	<u>546,110</u>	
企業債合計		29,922,754

(2) 引当金

ア 退職給付引当金	<u>232,632</u>	
引当金合計		<u>232,632</u>
固定負債合計		30,155,386

4 流動負債

(1) 企業債

ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	2,713,826	
イ その他の企業債	<u>279,977</u>	
企業債合計		2,993,803

(2) 未払金

823,505

(3) 引当金

ア 賞与引当金	23,681	
イ 法定福利費引当金	<u>4,758</u>	
引当金合計		28,439

(4) その他流動負債

3,722

流動負債合計		3,849,469
--------	--	-----------

5 繰延収益

長期前受金	40,772,430	
-------	------------	--

収益化累計額	<u>△ 17,404,506</u>	
--------	---------------------	--

繰延収益合計		<u>23,367,924</u>
--------	--	-------------------

負債合計		57,372,779
------	--	------------

資 本 の 部

6 資本金		51,672,565
-------	--	------------

7 剰余金

(1) 資本剰余金

ア 国庫、県補助金	7,908	
イ 受益者負担金及び分担金	300	
ウ 受贈財産評価額	99,118	
エ その他資本剰余金	<u>245,388</u>	
資本剰余金合計		352,714

(2) 利益剰余金

ア 減債積立金	2,631,111	
イ 当年度末処分利益剰余金	<u>254,997</u>	
利益剰余金合計		<u>2,886,108</u>
剰余金合計		<u>3,238,822</u>
資本合計		<u>54,911,387</u>
負債資本合計		<u><u>112,284,166</u></u>

注 記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

ア 賞与引当金・法定福利費引当金

職員の期末手当及び奨励手当の支給並びに手当の支給に伴い発生する法定福利費の支払いに備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、翌年度の支給見込額のうち当事業年度の負担に属する額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、毎事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額から他会計が負担すると見込まれる額を控除した額を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

(4) その他会計に関する書類のための基本となる重要な事項

ア 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっている。

2 予定貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計負担金見込額

予定貸借対照表に計上されている企業債（1年以内の償還予定のものも含む）のうち、企業債の償還に要する資金の一部を一般会計が負担すると見込まれる額は、16,293,695千円である。

令和 2 年度盛岡市病院事業会計補正予算（第 5 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度盛岡市病院事業会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 2 年度盛岡市病院事業会計補正予算（第 3 号）第 2 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 事 業 収 益	4,686,640 千円	382,456 千円	5,069,096 千円
第 1 項 医 業 収 益	3,992,965 千円	△ 662,833 千円	3,330,132 千円
第 2 項 医 業 外 収 益	416,463 千円	1,048,399 千円	1,464,862 千円
第 3 項 特 別 利 益	277,212 千円	△ 3,110 千円	274,102 千円
	支	出	
第 1 款 事 業 費	4,564,178 千円	1,043 千円	4,565,221 千円
第 1 項 医 業 費 用	4,347,095 千円	15,253 千円	4,362,348 千円
第 2 項 医 業 外 費 用	102,413 千円	1,481 千円	103,894 千円
第 3 項 特 別 損 失	114,570 千円	△ 15,691 千円	98,879 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 令和 2 年度盛岡市病院事業会計補正予算（第 3 号）第 3 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資 本 的 収 入	831,893 千円	△ 46,975 千円	784,918 千円
第 1 項 企 業 債	183,800 千円	△ 22,100 千円	161,700 千円
第 2 項 出 資 金	254,230 千円	△ 29,754 千円	224,476 千円
第 3 項 負 担 金	305,187 千円	△ 7,172 千円	298,015 千円
第 4 項 固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円	△ 1 千円	0 千円
第 5 項 補 助 金	88,675 千円	12,052 千円	100,727 千円
	支	出	
第 1 款 資 本 的 支 出	831,893 千円	△ 19,275 千円	812,618 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	286,225 千円	△ 16,328 千円	269,897 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	544,804 千円	△ 2,299 千円	542,505 千円
第 3 項 貸 付 金	864 千円	△ 648 千円	216 千円

(債務負担行為)

第4条 令和2年度盛岡市病院事業会計予算第5条の表の期間及び限度額を次のとおり改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
盛岡市市立病院奨学資金貸付について (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和4年度	2,592千円	自 令和2年度 至 令和5年度	1,512千円

(企業債)

第5条 令和2年度盛岡市病院事業会計補正予算(第1号)第4条の表の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前	補正後			
医療機器整備 事業債	183,800千円	161,700千円	借入先 財務省、銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 令和2年度 ただし、財政の都合 等により起債金額の 全部又は一部を翌年 度に繰り延べて起債 することができる。	年4.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について、 利率の見直しを行 った後においては、 当該見直し後の利 率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし、財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し、又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
合 計	183,800千円	161,700千円			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 令和2年度盛岡市病院事業会計予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり改める。

(科 目)	(補正前の額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	2,442,708 千円	38,666 千円	2,481,374 千円
(2) 交 際 費	400 千円	△ 168 千円	232 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 令和2年度盛岡市病院事業会計予算第10条中「986,358千円」を「867,273千円」に改める。

令和3年3月9日提出

盛 岡 市 長 谷 藤 裕 明

注 記（補正第 5 号）

令和 2 年度盛岡市病院事業会計補正予算（第 1 号）注記中「 3,013,990 千円」を「3,005,359 千円」に改める。

令和 2 年度盛岡市病院事業会計予算注記 3（1）中、「29,880 千円」を「135,207 千円」に改める。

令和2年度盛岡市病院事業会計予算実施計画（補正第5号）

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正予定額	計	備 考
1 事業収益			4,686,640	382,456	5,069,096	
	1 医業収益		3,992,965	△ 662,833	3,330,132	
		1 入院収益	2,772,050	△ 588,312	2,183,738	
		2 外来収益	912,670	△ 39,717	872,953	
		3 その他医業収益	308,245	△ 34,804	273,441	室料差額収益 △ 5,026 公衆衛生活動収益 △ 23,132 一般会計負担金 470 その他医業収益 △ 7,116
	2 医業外収益		416,463	1,048,399	1,464,862	
		2 補助金	27,074	1,039,787	1,066,861	新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金 992,515 救急、周産期、小児医療機関院内感染防止対策支援事業費補助金等 58,871 新型インフルエンザ等患者入院医療機関等整備事業費補助金等 12,096 感染症指定医療機関運営事業費補助金等 △ 23,695
		3 負担金交付金	292,527	12,219	304,746	一般会計負担金
		5 保育所収益	4,404	△ 851	3,553	
		7 その他医業外収益	10,592	△ 2,756	7,836	
	3 特別利益		277,212	△ 3,110	274,102	
		1 過年度損益修正益	181,071	3,127	184,198	
		2 固定資産売却益	1	△ 1	0	
		3 その他特別利益	96,140	△ 6,236	89,904	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正予定額	計	備 考
1 事業費			4,564,178	1,043	4,565,221	
	1 医業費用		4,347,095	15,253	4,362,348	
		1 給 与 費	2,458,427	37,002	2,495,429	給料 8,361
						手当 11,865
						法定福利費 △ 29,025
						賞与引当金繰入額 560
						法定福利費引当金繰入額 537
						退職給付引当金繰入額 44,704
		2 材 料 費	701,808	△ 29,970	671,838	薬品費 △ 26,831
						診療材料費 △ 8,428
						医療消耗備品費 5,289
		3 経 費	954,429	△ 5,880	948,549	厚生福利費 △ 932
						報償費 △ 24,119
						旅費交通費 △ 772
						職員被服費 84
						消耗品費 2,888
						消耗備品費 280
						光熱水費 2,095
						燃料費 556
						食糧費 △ 7
						修繕費 5,688
						保険料 △ 14
						使用料及び賃借料 △ 8,307
						通信運搬費 1,137
						委託料 7,814
						諸会費 △ 53
						交際費 △ 168
						貸倒引当金繰入額 669
						雑費 7,281

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正予定額	計	備 考
		4 減価償却費	212,940	20,013	232,953	建物減価償却費 2,453 器械備品減価償却費 17,560
		5 資産減耗費	3,800	5,926	9,726	たな卸資産減耗費 △ 99 固定資産除却費 6,025
		6 研究研修費	15,691	△ 11,838	3,853	研究材料費 △ 1 謝金 △ 40 図書費 △ 250 旅費 △ 10,547 研究雑費 △ 1,000
	2 医 業 外 費 用		102,413	1,481	103,894	
		1 支 払 利 息 及び企業債 取 扱 諸 費	80,120	△ 180	79,940	企業債利息 72 一時借入金利息 △ 28 長期借入金利息 △ 224
		2 消費税及び 地方消費税	10,730	1,662	12,392	
		4 雑 損 失	1	△ 1	0	不用品売却原価
	3 特別損失		114,570	△ 15,691	98,879	
		1 過 年 度 損益修正損	18,429	△ 9,455	8,974	医業収益等の損益修正
		2 そ の 他 特 別 損 失	96,141	△ 6,236	89,905	新型コロナウイルス感 △ 6,200 染症対応従事者慰労金 振込手数料 △ 36

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 収 入			831,893	△ 46,975	784,918	
	1 企 業 債		183,800	△ 22,100	161,700	
		1 企 業 債	183,800	△ 22,100	161,700	医療機器整備事業債
	2 出 資 金		254,230	△ 29,754	224,476	
		1 他 会 計 出 資 金	254,230	△ 29,754	224,476	一般会計出資金
	3 負 担 金		305,187	△ 7,172	298,015	
		1 他 会 計 負 担 金	305,187	△ 7,172	298,015	一般会計負担金
	4 固定資産 売却代金		1	△ 1	0	
		1 固 定 資 産 売 却 代 金	1	△ 1	0	
	5 補 助 金		88,675	12,052	100,727	
		1 県 補 助 金	88,675	12,052	100,727	新型インフルエンザ等患者入院 医療機関等整備事業費補助金 6,885 救急、周産期、小児医療機関院内 感染防止対策支援事業費補助金 5,167

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			831,893	△ 19,275	812,618	
	1 建設費		286,225	△ 16,328	269,897	
		1 資産購入費	286,225	△ 16,328	269,897	医療機器購入費
	2 企業債還金		544,804	△ 2,299	542,505	
		1 企業債還金	544,804	△ 2,299	542,505	
	3 貸付金		864	△ 648	216	
		1 奨学貸付金	864	△ 648	216	

令和2年度盛岡市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）（補正第5号）

（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

（単位 千円）

区 分	補正前の額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	7,385	393,141	400,526
減価償却費	212,940	20,013	232,953
引当金の増減額（△は減少）	47,502	△ 58,858	△ 11,356
長期前受金戻入額	△ 262,886	△ 6,815	△ 269,701
支払利息	80,120	△ 180	79,940
有形固定資産除却損等	2,728	6,025	8,753
未収金の増減額（△は増加）	57,683	123,806	181,489
未払金の増減額（△は減少）	△ 10,209	79,395	69,186
たな卸資産の増減額（△は増加）	1,072	△ 116,489	△ 115,417
その他の流動負債の増減額（△は減少）	1,786	3,501	5,287
小計	138,118	443,539	581,657
利息の支払額	△ 80,120	180	△ 79,940
業務活動によるキャッシュ・フロー	58,001	443,719	501,720
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 412,822	163,604	△ 249,218
貸付による支出	△ 864	648	△ 216
国庫補助金等による収入	88,675	12,052	100,727
一般会計からの繰入金による収入	305,187	△ 7,172	298,015
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 19,824	169,132	149,308
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入による収入	986,000	△ 546,000	440,000
一時借入金の返済による支出	△ 923,000	15,000	△ 908,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	183,800	△ 22,100	161,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 544,804	2,299	△ 542,505
他会計からの出資による収入	254,230	△ 29,754	224,476
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 43,774	△ 580,555	△ 624,329
資金増加額	△ 5,597	32,296	26,699
資金期首残高	522	910	1,432
資金期末残高	△ 5,075	33,206	28,131

令和2年度盛岡市病院事業予定貸借対照表（補正第5号）

（令和3年3月31日）

（単位 千円）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

ア 土 地		1,390,239	
イ 建 物	9,683,030		
減価償却累計額	6,808,424	2,874,606	
ウ 構 築 物	124,714		
減価償却累計額	117,779	6,935	
エ 器 械 備 品	2,351,483		
減価償却累計額	1,731,348	620,135	
オ 車 両	2,702		
減価償却累計額	2,567	135	
有形固定資産合計			4,892,050

(2) 無 形 固 定 資 産

ア 電 話 加 入 権		157	
無形固定資産合計			157

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

ア 職 員 貸 付 金		216	
投資その他の資産合計			216

固 定 資 産 合 計

4,892,423

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		28,131	
(2) 未 収 金	487,432		
貸倒引当金	12,281	475,151	
(3) 貯 蔵 品		160,157	

流 動 資 産 合 計

663,439

資 産 合 計

5,555,862

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	3,385,230		
企業債合計		3,385,230	

(2) 他 会 計 借 入 金

ア 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	2,809,650		
他会計借入金合計		2,809,650	

(3) 引 当 金			
ア 退職給付引当金	958,046		
引 当 金 合 計		958,046	
固 定 負 債 合 計			7,152,926
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
ア 建設改良費等の財源 に充てるための企業債	591,363		
企 業 債 合 計		591,363	
(2) 未 払 金		442,457	
(3) 引 当 金			
ア 賞与引当金	117,854		
イ 法定福利費引当金	21,753		
引 当 金 合 計		139,607	
(4) その他流動負債		18,813	
流 動 負 債 合 計			1,192,240
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		2,172,260	
長期前受金収益化累計額		1,789,147	
繰 延 収 益 合 計			383,113
負 債 合 計			8,728,279

資 本 の 部

6 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		3,186,333	
資 本 金 合 計			3,186,333
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
ア 国庫，県補助金	21,404		
イ 他会計補助金	2,800		
ウ 他会計負担金	727,302		
エ 寄 附 金	1,450		
オ 受贈財産評価額	2,335		
資 本 剰 余 金 合 計		755,291	
(2) 欠 損 金			
ア 当年度未処理欠損金	7,114,041		
欠 損 金 合 計		7,114,041	
剰 余 金 合 計			△ 6,358,750
資 本 合 計			△ 3,172,417
負 債 資 本 合 計			5,555,862

債務負担行為に関する調書（補正第5号）

（単位 千円）

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	損益勘定 留保資金	そ の 他
1 盛岡市市立病院奨 学資金貸付につい ての債務負担 （令和2年度分）	1,512			令和2年度から 令和5年度まで	1,512		1,512

給 与 費 明

1 総 括

区 分	職 員 数		給
	特 別 職 (人)	企 業 職 (人)	給 料 (千円)
補 正 後	1	(55) 248	1,173,569
補 正 前	1	(45) 282	1,165,208
比 較	—	(10) △ 34	8,361

職員手当の内訳	区 分	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)
	補 正 後	87,497	20,688	30,516
	補 正 前	89,873	22,386	31,708
	比 較	△ 2,376	△ 1,698	△ 1,192
	区 分	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
	補 正 後	15,915	1	5,339
	補 正 前	16,003	1	4,538
	比 較	△ 88	—	801

備考 () 内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたものである。

細 書 (補 正 分)

与 費		法 定 福 利 費 (千円)	引 当 金 繰 入 額 (千円)	合 計 (千円)
手 当 (千円)	計 (千円)			
741,546	1,915,115	305,751	260,508	2,481,374
728,017	1,893,225	334,776	214,707	2,442,708
13,529	21,890	△ 29,025	45,801	38,666

住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)
19,031	14,521	123,671	153,595	6,579
19,504	14,311	124,848	134,338	5,040
△ 473	210	△ 1,177	19,257	1,539
期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)		
154,190	96,726	13,277		
160,402	91,293	13,772		
△ 6,212	5,433	△ 495		

給 与 費 明

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給
	特 別 職 (人)	企 業 職 (人)	給 料 (千円)
補 正 後	1	(1) 220	857,201
補 正 前	1	(1) 235	879,015
比 較	—	(—) △ 15	△ 21,814

職員手当の内訳	区 分	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)
	補 正 後	82,868	20,688	28,743
	補 正 前	85,442	22,386	28,314
	比 較	△ 2,574	△ 1,698	429
	区 分	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
	補 正 後	15,747	1	5,339
	補 正 前	15,467	1	4,538
	比 較	280	—	801

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたものである。

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給
	特 別 職 (人)	企 業 職 (人)	給 料 (千円)
補 正 後	—	(54) 28	316,368
補 正 前	—	(44) 47	286,193
比 較	—	(10) △ 19	30,175

職員手当の内訳	区 分	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	4,629	1,773	3,670
	補 正 前	4,431	3,394	4,009
	比 較	198	△ 1,621	△ 339

備考 () 内は、パートタイム会計年度任用職員について外書きしたものである。

細 書 (補 正 分)

与 費		法 定 福 利 費 (千円)	引 当 金 繰 入 額 (千円)	合 計 (千円)
手 当 (千円)	計 (千円)			
691,221	1,548,422	274,498	256,299	2,079,219
677,492	1,556,507	297,962	210,498	2,064,967
13,729	△ 8,085	△ 23,464	45,801	14,252

住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)
19,031	10,851	116,166	139,418	5,828
19,504	10,302	113,630	127,225	4,724
△ 473	549	2,536	12,193	1,104
期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)		
136,538	96,726	13,277		
140,894	91,293	13,772		
△ 4,356	5,433	△ 495		

与 費		法 定 福 利 費 (千円)	引 当 金 繰 入 額 (千円)	合 計 (千円)
手 当 (千円)	計 (千円)			
50,325	366,693	31,251	4,209	402,153
50,525	336,718	36,814	4,209	377,741
△ 200	29,975	△ 5,563	—	24,412

特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
7,505	14,177	751	168	17,652
11,218	7,113	316	536	19,508
△ 3,713	7,064	435	△ 368	△ 1,856

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明
給 料	8,361	1. 給与改定に伴う増減分	
		2. その他の増減分	育児休業・病気休職者等に係る減少分 Δ 31,280千円 新陳代謝等その他の増減分 39,641千円
職員手当	13,529	1. 制度改正に伴う増減分	特殊勤務手当(待機手当)の新設に伴う 増加分 1,484千円
		2. その他の増減分	

備	考
当番1回につき800円	

議案第 56 号

令和 3 年度盛岡市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度盛岡市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 464,572千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 119,330,572千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	21,619,554	443,507	22,063,061
	2 国庫補助金	4,313,852	443,507	4,757,359
17	県支出金	10,279,080	21,065	10,300,145
	2 県補助金	2,350,448	21,065	2,371,513
歳 入 合 計		118,866,000	464,572	119,330,572

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	13,111,879	25,646	13,137,525
	1 総務管理費	11,050,189	25,646	11,075,835
3	民生費	48,853,221	153,823	49,007,044
	2 児童福祉費	21,911,092	153,823	22,064,915
5	労働費	223,663	2,200	225,863
	1 労働諸費	223,663	2,200	225,863
7	商工費	1,567,008	210,000	1,777,008
	1 商工費	1,567,008	210,000	1,777,008
8	土木費	15,585,625	68,563	15,654,188
	4 都市計画費	8,887,372	68,563	8,955,935
10	教育費	9,098,309	4,340	9,102,649
	4 高等学校費	695,613	4,340	699,953
歳 出 合 計		118,866,000	464,572	119,330,572

議案第 57 号

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 3 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する」を削り、「から」を「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）から」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の廃止に伴い、防疫等作業手当の支給の特例を適用する新型コロナウイルス感染症の範囲を定めようとするものである。

議案第 58 号

盛岡市まち・ひと・しごと創生基金条例について

盛岡市まち・ひと・しごと創生基金条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市まち・ひと・しごと創生基金条例

(設置)

第1条 市の認定地域再生計画（地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地域再生計画をいう。）に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同法第13条の2の寄附について同条の規定による課税の特例の適用があるものに限る。）に要する経費の財源に充てるため、まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金によって保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、まち・ひと・しごと創生基金を設置しようとするものである。

議案第 59 号

盛岡市芸術文化振興基金条例について

盛岡市芸術文化振興基金条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市芸術文化振興基金条例

(設置)

第1条 市民の芸術文化の振興を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、芸術文化振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金によって保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市民の芸術文化の振興を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、芸術文化振興基金を設置しようとするものである。

議案第 60 号

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例について

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一
部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例

(盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部改正)

第1条 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成24年条例第50号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「責任者を設置する等」を削り，「講ずるよう努めなければ」を「講じなけれ
ば」に改める。

第32条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第34条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護事業者は，適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から，職場において行わ
れる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え
たものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置
を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定居宅介護事業者は，感染症又は非常災害の発生時において，利用者に対する指
定居宅介護の提供を継続的に実施し，及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画
(以下「業務継続計画」という。)を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなけ
ればならない。

- 2 指定居宅介護事業者は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研
修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画
の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護事業者は，当該指定居宅介護事業所において感染症の発生を予防し，及びその

まん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第36条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、そのときにおける利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに、そ

の結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第49条第1項中「第33条」の次に「第36条の2」を加え、「第36条」を「第36条第1項」に改め、同条第2項中「第33条」の次に「第36条の2」を加え、「第31条第1項」を「第31条第3項」に、「第36条」を「第36条第1項」に、「第48条第2項」を「同条第2項」に改める。

第60条第5項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。)」を加える。

第69条中「第74条」を「第74条第1項」に改める。

第70条に次の1項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第72条に次の1項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第73条第2項中「指定療養介護事業所において」を「当該指定療養介護事業所における」に、「を予防し、」を「の予防」に、「を防止し、」を「の防止」に、「を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「の防止(以下この項及び第92条第2項において「感染症の予防等」という。)のため、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定療養介護事業所における感染症の予防等のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定療養介護事業所における感染症の予防等のための指針を整備すること。

(3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第74条に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第75条を次のように改める。

第75条 削除

第77条第2項第4号中「第75条第2項」を「次条において準用する第36条の2第2項」に改める。

第78条中「第37条、第38条第1項」を「第34条の2、第36条の2から第38条（第2項を除く。）まで」に、「第41条」を「第41条の2」に改める。

第87条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。
- 第91条中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第92条第2項中「指定生活介護事業所において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止し、並びに食中毒の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「当該指定生活介護事業所における感染症の予防等のため、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症の予防等のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第94条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第95条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「及び第75条から第77条まで」を「第76条及び第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第95条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に改める。

第95条の5中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第95条の5において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第110条及び第110条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「第75条」を削り、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第 123条中「第35条」を「第34条（第 1 項及び第 2 項を除く。）」に改める。

第 149条中「第37条」を「第34条の 2，第36条の 2」に，「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に，「中「第75条第 2 項」とあるのは「第 149条において準用する第75条第 2 項」と，同項第 5 号及び第 6 号」を「から第 6 号までの規定」に，「第94条」を「第94条第 1 項」に改める。

第 149条の 4 中「第37条」を「第34条の 2，第36条の 2」に，「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に，「中「第75条第 2 項」とあるのは「第 149条の 4 において準用する第75条第 2 項」と，同項第 5 号及び第 6 号」を「から第 6 号までの規定」に，「第94条」を「第94条第 1 項」に改める。

第 158条第 2 項第 4 号中「第75条第 2 項」を「第36条の 2 第 2 項」に改める。

第 159条及び第 159条の 4 中「第37条」を「第34条の 2，第36条の 2」に改め，「，第75条」を削り，「第94条」を「第94条第 1 項」に改める。

第 163条中第 4 項を削り，第 5 項を第 4 項とする。

第 164条第 2 項中「，第 3 項及び第 5 項」を「から第 4 項まで」に改める。

第 170条の見出し中「支援」を「支援等」に改め，同条に次の 1 項を加える。

- 2 指定就労移行支援事業者は，利用者が第 194条の 2 に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には，前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，第 194条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第 172条中「第37条」を「第34条の 2，第36条の 2」に，「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に，「中「第75条第 2 項」とあるのは「第 172条において準用する第75条第 2 項」と，同項第 5 号及び第 6 号」を「から第 6 号までの規定」に，「第94条」を「第94条第 1 項」に改める。

第 183条に次の 1 項を加える。

- 2 指定就労継続支援 A 型事業者は，利用者が第 194条の 2 に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には，前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，第 194条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第 184条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第 184条の 3 指定就労継続支援 A 型事業者は，指定就労継続支援 A 型事業所ごとに，おおむね 1 年に 1 回以上，基準省令第 196条の 3 の厚生労働大臣が定める事項について，同条の厚生労働大臣が定めるところにより，自ら評価を行い，その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第 185条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第 185条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第 190条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第 190条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第 194条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第 194条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第 194条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「（テレビ電話装置等を用いる方法その他対面に相当する方法を含む。）」を加える。

第 194条の12中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第 194条の20中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加え、「次条第1句」を「次条第1項」に改める。

第 196条第2項中「指定共同生活援助」を「指定共同生活援助事業所」に改める。

第 200条に次の1項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 200条の5中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第 200条の5において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第 201条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第 201条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第 201条の4第2項中「外部サービス利用型指定共同生活援助」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に改める。

第 201条の11に次の1項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 201条の12中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第 201条の12において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第 202条第1項中「及び第4項」を削り、同条第2項中「第5項」を「第4項」に改める。

第 210条第1項中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「から第61条」を「から第62条」に改め、「第72条まで」の次に「第76条」を、「第83条」の次に「第88条から第90条まで」を加え、「第94条の」を「第92条から第94条までの」に、「第67条」とあるのは「第 210条第2項から第5項まで」を「第67条」とあるのは「第 210条第1項」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第 210条第1項において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第94条第1項中」に改め、同条第2項中「第62条、第75条、第76条、」を削り、「から第90条まで、第92条及び第93条」を「及び第87条」に改め、「第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と」、「及び第88条第4項」及び「第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第3項中「第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、」及び「第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第4項中「第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、」及び「第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第5項中「第62条、第75条、第76条、」及び「第88条から第90条まで、第92条、第93条」及び「第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条

第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削る。

附則第12項及び第13項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51号）の一部を次のように改正する。

目次中「第61条」を「第63条」に、「第62条」を「第64条」に改める。

第4条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項第4号中「キまで」を「カまで」に改め、同号中カを削り、キをカとする。

第7条第1項中「」及びカ並びに」を「」並びに」に改め、同条第2項中「キ並びに」を「カ並びに」に改める。

第15条第1項中「平成24年条例第51号」を「平成24年条例第50号。第36条第3項において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。」に改める。

第27条第5項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）」を加える。

第36条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援（指定障害福祉サービス等基準条例第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第46条中「第52条」を「第53条第1項」に改める。

第47条に次の1項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第62条を第64条とする。

第61条第2項第4号中「第53条第2項」を「第54条第2項」に改め、同項第5号中「第57条第

2 項」を「第58条第2 項」に改め、同項第6 号中「第59条第2 項」を「第60条第2 項」に改め、第2 章中同条を第63条とする。

第60条を第62条とし、第59条を第60条とし、同条の次に次の1 条を加える。

(虐待の防止)

第61条 指定障害者支援施設は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定障害者支援施設における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的の実施すること。
- (3) 前2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第58条を第59条とし、第54条から第57条までを1 条ずつ繰り下げる。

第53条に次の1 項を加え、同条を第54条とする。

3 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

第52条に次の1 項を加え、同条を第53条とする。

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第51条を第52条とする。

第50条第2 項中「指定障害者支援施設において」を「当該指定障害者支援施設における」に、「を予防し、」を「の予防」に、「を防止し、」を「の防止」に、「を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第51条とする。

- (1) 当該指定障害者支援施設における感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設における感染症の予防等のための指針を整備すること。

(3) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第49条に次の1項を加え、同条を第50条とする。

- 3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第48条を第49条とし、第47条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第48条 指定障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附則第38項中「第9条第2項第8号」を「第9条第3項」に改め、同項を附則第39項とする。

附則第37項中「第9条第2項第8号」を「第9条第3項」に改め、同項を附則第38項とする。

附則第36項中「第9条第2項第8号」を「第9条第3項」に改め、同項を附則第37項とする。

附則第35項の前の見出しを削り、同項中「第9条第2項」を「第9条第3項」に、「同条第2項第8号ア」を「同項第1号」に改め、同項を附則第36項とし、同項の前に見出しとして「（廊下幅の経過措置）」を付する。

附則中第34項を第35項とする。

附則第33項の前の見出しを削り、同項を附則第34項とし、同項の前に見出しとして「（ブザー又はこれに代わる設備の経過措置）」を付する。

附則中第32項を第33項とし、第31項を第32項とし、第30項を第31項とする。

附則第29項の前の見出しを削り、同項を附則第30項とし、同項の前に見出しとして「（居室面積の経過措置）」を付する。

附則中第28項を第29項とし、第25項から第27項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第24項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（職場への定着のための支援等の実施）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

- 25 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第3条 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第8条に次の1項を加える。

- 3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）」を加える。

第25条に次の1項を加える。

- 4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第25条の2 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項中「療養介護事業所において」を「当該療養介護事業所における」に、「を予防し、」を「の予防」に、「を防止し、」を「の防止」に、「を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「の防止（以下この項及び第48条第2項において「感染症の予防等」という。）のため、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該療養介護事業所における感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所における感染症の予防等のための指針を整備すること。

- (3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第28条に次の1項を加える。

- 3 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

- 第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該療養介護事業所における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的実施すること。

- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年条例第50号）第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第48条第2項中「生活介護事業所において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止し、並びに食中毒の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「当該生活介護事業所における感染症の予防等のため、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該生活介護事業所における感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、

職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該生活介護事業所における感染症の予防等のための指針を整備すること。

(3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第50条、第55条及び第60条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第63条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第64条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第71条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、基準省令第72条の3の厚生労働大臣が定める事項について、同条の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第82条に次の1項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第84条及び第87条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第89条第1項中「及び第5項」を削り、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

(盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第4条 盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例(平成24年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第4条に次の1項を加える。

- 3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第6条第2項第2号中「第17条第2項」を「第19条第2項」に、同項第3号中「第18条第2項」を「第20条第2項」に改める。

第19条を第22条とし、第18条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第21条 地域活動支援センターは、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第17条を第19条とし、第16条を第18条とする。

第15条第2項中「地域活動支援センターにおいて」を「当該地域活動支援センターにおける」に、「を予防し、」を「の予防」に、「を防止し、」を「の防止」に、「を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第17条とする。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症の予防等のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第14条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第16条 地域活動支援センターは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第14条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第5条 盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条に次の1項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第7条第2項第2号中「第15条第2項」を「第17条第2項」に改め、同項第3号中「第16条第2項」を「第18条第2項」に改める。

第17条を第20条とし、第16条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第19条 福祉ホームは、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催するものを含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第15条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第13条第2項中「福祉ホームに」を「当該福祉ホームに」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第15条

とする。

- (1) 当該福祉ホームにおける感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおける感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第12条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第14条 福祉ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第11条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第12条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 福祉ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第47条」に、「第46条」を「第48条」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条に次の1項を加える。

- 3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第8条第2項第2号中「第41条第2項」を「第42条第2項」に、同項第3号中「第43条第2項」を「第44条第2項」に、同項第4号中「第45条第2項」を「第46条第2項」に改める。

第11条第1項第5号中「キまで」を「カまで」に改め、カを削り、キをカとする。

第12条第1項中「）及びカ並びに」を「）並びに」に改め、同条第2項中「キ並びに」を「カ並びに」に改める。

第19条第5項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）」を加える。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援（盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年条例第50号）第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

- 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条に次の1項を加える。

- 4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第46条を第48条とし、第2章中第45条を第46条とし、同条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第47条 障害者支援施設は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害者支援施設における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条を第45条とし、第43条を第44条とし、第42条を第43条とする。

第41条に次の1項を加え、同条を第42条とする。

3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第40条を第41条とする。

第39条第2項中「障害者支援施設において」を「当該障害者支援施設における」に、「を予防し、」を「の予防」に、「を防止し、」を「の防止」に、「を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第40条とする。

(1) 当該障害者支援施設における感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設における感染症の予防等のための指針を整備すること。

(3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第38条を第39条とし、第37条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第38条 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附則第34項中「第10条第2項（第8号イに限る。）」を「第10条第3項（第2号に限る。）」に改め、同項を附則第35項とする。

附則第33項中「第10条第2項（第8号に限る。）」を「第10条第3項」に改め、同項を附則第

34項とする。

附則第32項の前の見出しを削り、同項中「第10条第2項」を「第10条第3項」に、「同項第8号ア」を「同項第1号」に改め、同項を附則第33項とし、同項の前に見出しとして「（廊下の経過措置）」を付する。

附則中第31項を第32項とし、第30項を第31項とし、第29項を第30項とする。

附則第28項の前の見出しを削り、同項を附則第29項とし、同項の前に見出しとして「（居室面積の経過措置）」を付する。

附則中第27項を第28項とし、第24項から第26項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第23項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（職場への定着のための支援等の実施）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

24 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

（盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第7条 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第25条第3項中「において」を「若しくは大学院において」に、「若しくはこれ」を「、研究科若しくはこれら」に改める。

（盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第8条 盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第6条第1項第1号中「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」及び「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「において日常生活」を「において、日常生活」に、「行う場合には、」を「行う場合には」に改め、「」を「」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸の管理、^{かたん}喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）第5条

第2項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - (2) 指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第79条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第79条において同じ。)を行う場合
 - (3) 指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第79条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第79条において同じ。)を行う場合
- 第6条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条、次条及び第79条において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときには、当該機能訓練担当職員等の数を第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第7条第2項中「日常生活」を「日常生活」に、「機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第7条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「第2項」を「第2項及び第3項」に、「もの」を「者」に、「従業者に」を「者に」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第7条第3項中「前項」を「前2項」に、「もの」を「者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）」に、「従業者に」を「者に」に改め、同項第2号中「） 機能訓練」を「） 当該機能訓練」に改め、同項に次の1号を加え、同項を同条第4項とする。

(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 当該医療的ケアを行うために必要な数

第7条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を第1項第2号の児童指導員及び保育士の合計数に含めることができる。

第24条第4項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）」を「基準省令」に改める。

第28条第5項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）」を加える。

第38条中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

第39条に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必

要な措置を講じなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第41条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第42条第2項中「指定児童発達支援事業所において」を「当該指定児童発達支援事業所における」に、「を予防し、」を「の予防」に、「を防止し、」を「の防止」に、「を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症の予防等のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第44条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第45条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第46条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第52条第2項中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加える。

第60条第1項第1号中「，保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第77条中「第44条中」を「第44条第1項中」に改める。

第79条第1項第1号中「，保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「日常生活」を「，日常生活」に，「，機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員を，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第79条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に，「，保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「，保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第

5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときには、当該機能訓練担当職員等の数を第 1 項第 1 号の児童指導員又は保育士の合计数に含めることができる。

第 86 条第 1 項第 1 号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第 3 項を削る。

第 91 条第 2 項中「の学部で、」を「（短期大学を除く。）若しくは大学院において」に、「若しくはこれ」を「、研究科若しくはこれら」に改める。

第 97 条中「第 39 条」の次に「、第 39 条の 2」を加える。

第 102 条中「第 39 条」を「第 39 条、第 39 条の 2」に、「第 44 条中」を「第 44 条第 1 項中」に改める。

第 103 条第 1 項中「、第 2 項及び第 4 項、第 7 条」を「から第 3 項まで及び第 5 項、第 7 条（第 3 項及び第 6 項を除く。）」に、「第 79 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項」を「第 79 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に、「、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 4 項中「指定児童発達支援」を「同条第 3 項及び第 5 項中「指定児童発達支援」に、「、同条第 2 項及び第 3 項」を「、同条第 2 項及び第 4 項」に、「同条第 4 項中「指定児童発達支援事業所」を「同条第 5 項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第 5 項」を「同条第 7 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 8 項」に、「「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第 4 項中」を「同条第 3 項及び第 5 項中」に改め、同条第 2 項中「第 6 条第 5 項及び第 79 条第 5 項」を「第 6 条第 6 項及び第 79 条第 6 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 4 年 3 月 31 日までの間、第 1 条の規定による改正後の盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第 4 条第 3 項及び第 41 条の 2（新指定障害福祉サービス基準条例第 44 条第 1 項及び第 2 項、第 44 条の 4、第 49 条第 1 項及び第 2 項、第 78 条、第 95 条、第 95 条の 5、第 110 条、第 110 条の 4、第 123 条、第 149 条、第 149 条の 4、第 159 条、第 159 条の 4、第 172 条、第 185 条、第 190 条、第 194 条、第 194 条の 12、第 194 条の 20、第 200 条の 5、第 201 条、第 201 条の 12 並びに第 210 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 2 条の規定による改正後の盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に

関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第4条第3項及び第61条、第3条の規定による改正後の盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第32条の2（新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正後の盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第2条第4項及び第21条、第5条の規定による改正後の盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第19条、第6条の規定による改正後の盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第3条第3項及び第47条並びに第8条の規定による改正後の盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第4条第4項及び第46条第2項（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第200条の5、第201条、第201条の12並びに第210条第1項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第48条、新障害福祉サービス基準条例第25条の2（新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第16条、新福祉ホーム基準条例第14条、新障害者支援施設基準条例第38条及び新指定通所支援基準条例第39条の2（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防等のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第35条第3項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第123条、第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。）、第73条第2項及び第92条第2項（新指定障害福祉サービス基準条例第95条の5、第110条、第110条の4、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、

第 200条の 5, 第 201条, 第 201条の12及び第 210条第 1 項において準用する場合を含む。), 新指定障害者支援施設基準条例第51条第 2 項, 新障害福祉サービス基準条例第27条第 2 項及び第 48条第 2 項(新障害福祉サービス基準条例第55条, 第60条, 第69条, 第84条及び第87条において準用する場合を含む。), 新地域活動支援センター基準条例第17条第 2 項, 新福祉ホーム基準条例第15条第 2 項, 新障害者支援施設基準条例第40条第 2 項並びに新指定通所支援基準条例第42条第 2 項(新指定通所支援基準条例第59条, 第63条, 第77条, 第84条, 第85条, 第89条, 第97条及び第 102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については, これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 施行日から令和 4 年 3 月 31 日までの間, 新指定障害福祉サービス基準条例第36条の 2 第 3 項(新指定障害福祉サービス基準条例第44条第 1 項及び第 2 項, 第44条の 4, 第78条, 第95条, 第95条の 5, 第 110条, 第 110条の 4, 第 123条, 第 149条, 第 149条の 4, 第 159条, 第 159条の 4, 第 172条, 第 185条, 第 190条, 第 194条, 第 200条の 5, 第 201条, 第 201条の12並びに第 210条第 1 項において準用する場合を含む。), 新指定障害者支援施設基準条例第54条第 3 項, 新障害福祉サービス基準条例第28条第 3 項(新障害福祉サービス基準条例第50条, 第55条, 第60条, 第69条, 第84条及び第87条において準用する場合を含む。), 新障害者支援施設基準条例第42条第 3 項及び新指定通所支援基準条例第45条第 3 項(新指定通所支援基準条例第59条, 第63条, 第77条, 第84条, 第85条, 第89条, 第97条及び第 102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については, これらの規定中「講じなければ」とあるのは, 「講ずるよう努めなければ」とする。

(旧指定児童発達支援事業者の従業者の員数に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に指定を受けている第 8 条の規定による改正前の盛岡市指定通所支援の事業等の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧指定通所支援基準条例」という。)第 6 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者(次項及び附則第 8 項において「旧指定児童発達支援事業者」という。))については, 新指定通所支援基準条例第 6 条第 1 項及び第 6 項の規定にかかわらず, 令和 5 年 3 月 31 日までの間は, なお従前の例による。
- 7 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第 6 条第 3 項及び第 7 項の適用については, 令和 5 年 3 月 31 日までの間, 同条第 3 項中「又は保育士」とあるのは「, 保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者, 同法第90条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者, 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって, 2 年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))」と, 同条第 7 項中「又は保育士の合計数」とあるのは「, 保育士及び障害福祉サービス経験者の合計数(看

（護職員を除く。））」とする。

- 8 旧指定児童発達支援事業者については、令和4年3月31日までの間は、新指定通所支援基準条例第7条第6項の規定は、適用しない。

（旧基準該当児童発達支援事業者の従業者の員数に係る経過措置）

- 9 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第60条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同項に規定する基準該当児童発達支援事業者（次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第60条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準条例第60条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

（旧指定放課後等デイサービス事業者の従業者の員数に係る経過措置）

- 11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第79条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第79条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第79条第3項及び第7項の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。））」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。））」とする。

（旧基準該当放課後等デイサービス事業者の従業員の員数に係る経過措置）

- 13 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第86条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている同項に規定する基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第86条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 14 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例第86条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

提案理由

事業所等における感染症の予防等、身体的拘束等の適正化、虐待の防止等のために事業者等が講

すべき措置を定めるとともに、指定通所支援の事業等の人員に関する基準を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 61 号

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年3月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例
(盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第1条 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(平成24年条例第59号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条に次の1項を加える。

3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第9条第2項第4号中「第27条第2項」を「第28条第2項」に改め、同項第5号中「第29条第3項」を「第30条第3項」に改める。

第12条第12項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催するものを含む。))」を加える。

第21条第2項中「第29条」を「第31条」に改める。

第22条第1項第2号中「第27条第2項」を「第28条第2項」に改め、同項第3号中「第29条第3項」を「第30条第3項」に改める。

第23条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該養護老人ホームは、職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第23条に次の1項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条を第33条とする。

第29条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第29条を第30条とし、同条の次に次の2条を加える。

(虐待の防止)

第31条 養護老人ホームは、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録)

第32条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

第28条を第29条とし、第25条から第27条までを1条ずつ繰り下げる。

第24条第2項中「おいて感染症」を「おける感染症」に改め、同項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練」を加え、同条を第25条とする。

第23条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第24条 養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第2条 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第60号）の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」の次に「・第54条」を加える。

第2条に次の1項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第6条ただし書中「、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第40条第2項（第52条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第49条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム（第11条第6項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き」を削る。

第7条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

第8条に次の1項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第15条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テ

テレビ電話装置等」という。)を活用して開催するものを含む。)」を加える。

第23条第2項中「第31条」を「第31条の2」に改める。

第24条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別養護老人ホームは、職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

- 4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第24条の2 特別養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第2項中「おいて感染症」を「おける感染症」に改め、同項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練」を加える。

第31条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第31条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに、そ

の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第34条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第35条第4項第1号ア(イ)中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならない」を「し、かつ、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(エ)中「次の基準のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同号ア(エ)に次のただし書を加える。

ただし、(7) ただし書の場合においては、21.3平方メートル以上とすること。

第35条第4項第1号ア(エ) a 及び b を削る。

第36条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。)」を加える。

第40条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第40条に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第42条中「及び第26条から第31条」を「第24条の2及び第26条から第31条の2」に、「第12条から第31条」を「第12条から第31条の2」に、「及び第26条から第31条」を「第24条の2及び第26条から第31条の2」に改める。

第45条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第45条第8項第1号中「栄養士」を「生活相談員，栄養士」に改める。

第47条第1項中「以下」を「テレビ電話装置等を活用して開催するもの（入所者又はその家族が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。以下」に改める。

第48条中「及び第31条の」を「，第31条及び第31条の2の」に，「第31条まで」を「第31条の2まで」に，「及び第31条」を「，第31条及び第31条の2」に改める。

第50条第4項第1号ア(イ)中「おおむね」を「原則としておおむね」に，「しなければならない」を「し，かつ，15人を超えないものとする」に改め，同号ア(エ)中「次のいずれかの基準を満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め，同号ア(エ)に次のただし書を加える。

ただし，(7) ただし書の場合においては，21.3平方メートル以上とすること。

第50条第4項第1号ア(エ) a 及び b を削る。

第52条中「第23条まで」の次に「，第24条の2」を，「，第31条」の次に「，第31条の2」を加え，「から第31条」を「から第31条の2」に改める。

第53条を第54条とし，第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第53条 特別養護老人ホーム及びその職員は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については，書面等に代えて，当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は，説明等（説明，同意その他これらに類するものをいう。）のうち，この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該説明等の相手方の承諾を得て，書面等に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

(盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第3条 盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第61号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第33条の2」に，「第34条」を「第34条・第35条」に改める。

第2条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その職員に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条に次の1項を加える。

- 3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）」を加える。

第22条第2項中「第33条」を「第33条の2」に改める。

第24条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該軽費老人ホームは、職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第24条の2 軽費老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

- 3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練」を加える。

第28条に次の1項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代

えることができる。

第33条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第3章中第33条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第34条を第35条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第34条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するものをいう。）のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附則第2項中「第33条」を「第33条の2」に、「附則第46項までに」を「第48項までに」に改め、同項第1号中「附則第29項」を「第30項」に改め、同項第2号中「附則第30項から附則第46項」を「附則第31項から第48項」に改める。

附則第46項中「第33条」を「第33条の2」に、「附則第42項から附則第45項」を「附則第44項から第47項」に、「附則第46項」を「附則第48項」に改め、同項を附則第48項とする。

附則中第45項を第47項とする。

附則第44項の前の見出しを削り、同項を附則第46項とし、同項の前に見出しとして「（軽費老人ホームB型における自炊の支援等）」を付する。

附則中第43項を第45項とする。

附則第42項の前の見出しを削り、同項を附則第44項とし、同項の前に見出しとして「（軽費老人ホームB型の利用料の受領）」を付する。

附則中第41項を第43項とする。

附則第40項中「第38項第2号」を「第40項第2号」に改め、同項を附則第42項とする。

附則中第39項を第41項とする。

附則第38項の前の見出しを削り、同項を附則第40項とし、同項の前に見出しとして「（軽費老人ホームB型の職員の配置）」を付する。

附則中第37項を第39項とし、第36項を第38項とし、第35項を第37項とする。

附則第34項の前の見出しを削り、同項を附則第36項とし、同項の前に見出しとして「（軽費老人ホームB型の設備）」を付する。

附則中第33項を第35項とし、第32項を第33項とし、同項の次に次の1項を加える。

34 軽費老人ホームB型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

附則中第31項を第32項とする。

附則第30項の前の見出しを削り、同項を附則第31項とし、同項の前に見出しとして「（軽費老人ホームB型に係る基本方針）」を付する。

附則第29項中「第33条」を「第33条の2」に、「附則第22項から附則第28項」を「附則第23項から第29項」に、「附則第29項」を「附則第30項」に改め、同項を附則第30項とする。

附則中第28項を第29項とし、第27項を第28項とする。

附則第26項の前の見出しを削り、同項第2号及び第3号中「第29項」を「第30項」に改め、同項を附則第27項とし、同項の前に見出しとして「（軽費老人ホームA型における生活相談員の責務）」を付する。

附則中第25項を第26項とする。

附則第24項中「第22項第2号」を「第23項第2号」に改め、同項を附則第25項とする。

附則中第23項を第24項とする。

附則第22項の前の見出しを削り、同項を第23項とし、同項の前に見出しとして「（軽費老人ホームA型の利用料の受領）」を付する。

附則中第21項を第22項とする。

附則第20項中「第11項第6号」を「第12項第6号」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第19項中「第11項第5号」を「第12項第5号」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第18項中「第11項第4号及び第12項第3号イ」を「第12項第4号及び第13項第3号イ」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「第11項第3号イ及び第12項第2号イ」を「第12項第3号イ及び第13項第2号イ」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「第11項第2号及び第12項第1号」を「第12項第2号及び第13項第1号」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「第11項第1号」を「第12項第1号」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「第11項及び第12項」を「第12項及び第13項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則中第13項を第14項とし、第12項を第13項とする。

附則第11項の前の見出しを削り、同項を附則第12項とし、同項の前に見出しとして「（軽費老人ホームA型の職員の配置）」を付する。

附則中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とする。

附則第7項の前の見出しを削り、同項を附則第8項とし、同項の前に見出しとして「（軽費老人ホームA型の設備）」を付する。

附則中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

目次中「第277条」の次に「・第278条」を加える。

第4条に次の2項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に提供するように努めなければならない。

第30条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要

な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の見出し中「協力」を「協力等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第57条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかねばならない。

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。
- 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第63条中「第32条」を「第32条の2」に改め、「第38条（第5項及び第6項を除く。）」、第39条」を削り、「第41条まで」の次に「（第38条第5項及び第6項を除く。）」を加える。

第77条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第85条第5号中「会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するもの（利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。）」を加える。

第87条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第95条第2項中「，歯科衛生士又は管理栄養士」を削り，同項中第4号を第7号とし，第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては，療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は，居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し，居宅サービス計画の作成，居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については，原則として，サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において，サービス担当者会議への参加によることが困難な場合にあっては，居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し，原則として，情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第95条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は，次の各号に定めるとおりとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては，医師又は歯科医師の指示に基づき，利用者の心身機能の維持回復を図り，居宅における日常生活の自立に資するよう，適切に行うものとする。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，療養上必要な事項について，理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

(3) 常に利用者の病状，心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め，利用者に対し，適切なサービスを提供するものとする。

(4) 利用者に提供した指定居宅療養管理指導の内容について，速やかに診療記録を作成するとともに，医師又は歯科医師に報告するものとする。

第96条中第6号を第7号とし，第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第107条中第10号を第11号とし，第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第108条第3項に後段として次のように加える。

この場合において，当該指定通所介護事業者は，通所介護従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 108条に次の 1 項を加える。

- 4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 110条に次の 1 項を加える。

- 2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 111条第 2 項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 111条の 2 を第 111条の 3 とし、第 111条の次に次の 1 条を加える。

（地域との連携等）

第 111条の 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第 113条中「第28条」を「第28条、第32条の 2」に、「から第39条まで」を「第38条、第40条の 2」に、「「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条」を「同項、第28条、第32条の 2 第 2 項、第34条第 1 項並びに第40条の 2 第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 115条中「第28条」を「第28条、第32条の 2」に、「から第39条まで」を「第38条、第40条の 2」に、「。第34条」を「。第34条第 1 項」に、「及び第34条」を「第32条の 2 第 2 項、第34条第 1 項並びに第40条の 2 第 1 号及び第 3 号」に、「及び第 108条第 3 項」を「第 108条第 3 項及び第 4 項並びに第 111条第 2 項第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 135条中「第28条」の次に「第32条の2」を加え、「第39条」を「第40条の2」に改め、「第 107条」と、」の次に「同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第 143条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 144条第2項中「その事業所」を「当該指定通所リハビリテーション事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 146条中「第28条」の次に「第32条の2」を、「第 108条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第 148条第5項中「生活相談員、」を「生活相談員のうち1人以上及び」に、「及び」を「又は」に、「それぞれのうち1人」を「うち1人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「同項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び同号の看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、前項ただし書の規定により第1項第3号の看護職員を常勤で配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により同号の看護職員を確保するものとする。

第 151条第1項第2号ア中「第 110条」を「第 110条第1項」に改め、同号イ中「第 110条」を「第 110条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「」及び「」という。）」を削る。

第 164条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 168条中「第27条」の次に「, 第32条の2」を, 「第41条まで」の次に「(第39条第2項を除く。)」を加え, 「第34条中」を「第32条の2第2項, 第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め, 「第 108条第3項」の次に「及び第4項並びに第 111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第 171条第1項第2号ア中「第 110条」を「第 110条第1項」に改め, 同号イ中「第 110条」を「第 110条第1項」に, 「同条」を「同項」に改め, 同条第6項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に, 「しなければならない」を「し, かつ, 15人を超えないものとする」に改め, 同号ア中(エ)を削り, (オ)を(エ)とする。

第 178条中第10号を第11号とし, 第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 179条第4項に後段として次のように加える。

この場合において, 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は, 短期入所生活介護従業者(看護師, 准看護師, 介護福祉士, 介護支援専門員, 法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し, 認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 179条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は, 適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から, 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 181条の3中「第27条」の次に「, 第32条の2」を, 「第41条まで」の次に「(第39条第2項を除く。)」を加え, 「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と, 第34条第1項中」に改め, 「同じ。)」と, 」の次に「同項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え, 「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「」及び「という。)」」を削り, 「第 108条第3項」の次に「及び第4項並びに第 111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第 188条中「第27条」を「第27条, 第32条の2」に, 「, 第38条(第5項及び第6項を除く。), 第39条から第41条まで」を「から第41条まで(第38条第5項及び第6項並びに第39条第2項を除く。)」に, 「第34条中」を「第32条の2第2項, 第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め, 「第 108条第3項」の次に「及び第4項並びに第 111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第 201条中第7号を第8号とし, 第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 204条中「第27条」の次に「第32条の2」を、「第41条まで」の次に「(第39条第2項を除く。)」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「第152条第1項」を「第144条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項」に改める。

第 213条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 214条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 214条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 226条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。)」を加える。

第 232条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 233条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 233条に次の1項を加える。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適正な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 237条中「第27条」の次に「第32条の2」を、「第37条」の次に「第38条、第40条」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「読み替える」を「第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「

特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第 245条中第10号を第11号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 248条中「第27条」の次に「第32条の 2」を、「第37条」の次に「第38条、第40条」を加え、「第34条中」を「第32条の 2 第 2 項並びに第40条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第 1 項中」に、「第 224条第 2 項」を「第 111 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第 224条第 2 項」に改める。

第 257条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 260条第 5 項中「その事業所」を「指定福祉用具貸与事業所」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第 261条第 1 項中「その事業所」を「指定福祉用具貸与事業所」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 263条中「第27条」を「第27条、第32条の 2」に、「及び第 2 項」を「第 2 項及び第 4 項」に改め、「第 257条」と、」の次に「同項、第32条の 2 第 2 項並びに第40条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「第 108条第 2 項」を「第 108条第 1 項、第 2 項及び第 4 項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第 2 項」に改める。

第 265条中「第27条」を「第27条、第32条の 2」に、「第38条（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第39条から第41条まで」を「から第41条まで（第38条第 5 項及び第 6 項を除く。）」に、「及び第 2 項」を「第 2 項及び第 4 項」に改め、「第 257条」と、」の次に「同項、第32条の

2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第108条第2項」を「第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

第276条中「第27条」を「第27条、第32条の2」に、「及び第2項」を「第2項及び第4項」に改め、「第257条」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第33条第3項第1号及び第3号並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第108条第2項」を「第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

第277条を第278条とし、第14章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第277条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(第181条において準用する場合を含む。))、第181条の3、第188条、第204条(第216条において準用する場合を含む。))、第237条、第248条、第263条、第265条及び前条において準用する場合を含む。))及び第224条第1項(第248条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するものをいう。)のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年条例第63号)の一部を次のように改正する。

目次中「第267条」の次に「・第268条」を加える。

第4条に次の2項を加える。

- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に提供するように努めなければならない。

第55条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第55条の 2 第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第55条の 2 に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第55条の 2 の 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第55条の 3 に次の 1 項を加える。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第55条の4に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第55条の9の見出し中「協力」を「協力等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第55条の10の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第55条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第63条中「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。

第73条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第73条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第73条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪

間看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第75条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。

第83条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第85条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「第69条及び第73条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改め、「設備、備品等」との次に「第73条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と」を加える。

第87条第1号中「会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するもの（利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。）」を加える。

第92条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第94条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「第69条及び第73条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改め、「設備、備品等」との次に「第73条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と」を加える。

第96条第2項中「歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、原則として、情報提供又は助言の

内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第96条に次の1項を加える。

- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。
- (4) 利用者に提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第121条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第121条の2第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第121条の2に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第121条の4に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第122条第2項中「その事業所」を「当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の発生の予防及びそのま

まん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第124条中「第52条の3」の次に「第55条の2の2」を加え、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。

第130条第5項中「生活相談員、」を「生活相談員のうち1人以上及び」に、「及び」を「又は」に、「のそれぞれのうち1人」を「のうち1人以上」に、「この限りでない」を「同項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び同号の看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項ただし書の規定により第1項第3号の看護職員を常勤で配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により同号の看護職員を確保するものとする。

第133条第1項第2号ア中「第121条の4」を「第121条の4第1項」に改め、同号イ中「第121条の4」を「第121条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第2号イ中「広さをを」を「広さを」に改める。

第139条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第140条の2第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）

をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に

対し、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第 143条中「第54条」の次に「第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「(第55条の9第2項を除く。)」を加え、「第55条の4中」を「第55条の2の2、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中」に改め、「第121条の2第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第 154条第1項第2号ア中「第121条の4」を「第121条の4第1項」に改め、同号イ中「第121条の4」を「第121条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならない」を「し、かつ、15人を超えないものとする」に改め、同号中ア(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。

第 157条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 158条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 158条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 165条の3中「第54条」の次に「第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「(第55条の9第2項を除く。)」を加え、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第55条の4第1項中」に改め、「第139条」と、」の次に「同項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」を加え、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「」及び「」という。）」を削り、「第121条の2第3項」の次に「及び第4項」を加え、「及び第138条」を「第138条並びに第140条の2第2項第1号及び第3号」に改める。

第 172条中「第54条」を「第54条、第55条の2の2」に、「第55条の7まで、第55条の8（第

5 項及び第 6 項を除く。), 第 55 条の 9 から第 55 条の 11 まで」を「第 55 条の 11 まで (第 55 条の 8 第 5 項及び第 6 項並びに第 55 条の 9 第 2 項を除く。)」に, 「第 51 条の 13」を「第 51 条の 13 第 1 項」に, 「第 55 条の 4 中」を「, 第 55 条の 2 の 2 第 2 項, 第 55 条の 4 第 1 項並びに第 55 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と, 第 55 条の 4 第 1 項中」に改め, 「, 「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と」を削り, 「第 121 条の 2 第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加える。

第 179 条中第 7 号を第 8 号とし, 第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 182 条中「第 54 条」の次に「, 第 55 条の 2 の 2」を, 「第 55 条の 11 まで」の次に「(第 55 条の 9 第 2 項を除く。)」を加え, 「第 55 条の 4 中」を「第 55 条の 2 の 2 第 2 項, 第 55 条の 4 第 1 項並びに第 55 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と, 第 55 条の 4 第 1 項中」に, 「「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と, 第 121 条の 2 第 3 項」を「第 121 条の 2 第 3 項及び第 4 項並びに第 122 条第 2 項第 1 号及び第 3 号」に, 「第 134 条中」を「第 134 条第 1 項中」に改める。

第 194 条中第 7 号を第 8 号とし, 第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 195 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において, 当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は, 介護予防短期入所療養介護従業者 (看護師, 准看護師, 介護福祉士, 介護支援専門員, 法第 8 条第 2 項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し, 認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 195 条に次の 1 項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は, 適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から, 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 212 条第 3 項第 1 号「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。)」を加える。

第 213 条中第 9 号を第 10 号とし, 第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 214 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第214条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第218条中「第54条まで」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「（第55条の9第2項を除く。）」を加え、「及び第55条の4」を「、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号」に、「同条」を「第55条の4第1項」に改め、「第213条」との次に「、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」」を加える。

第232条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第235条中「第54条まで」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「（第55条の9第2項を除く。）」を、「第53条」の次に「、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号」を加え、「第55条の4中」を「第55条の4第1項中」に、「第210条第2項」を「第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防特定施設従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第210条第2項」に改める。

第243条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第246条第5項中「その事業所」を「指定介護予防福祉用具貸与事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の発

生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第 247条第 1 項中「その事業所」を「指定介護予防福祉用具貸与事業所」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を指定介護予防福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 249条中「第54条」を「第54条、第55条の 2 の 2」に、「及び第 2 項」を「第 2 項及び第 4 項」に改め、「第 243条」と、」の次に「同項、第55条の 2 の 2 第 2 項並びに第55条の10の 2 第 1 号及び第 3 号中」を、「利用」と」の次に「同条第 4 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第 254条中「第54条」を「第54条、第55条の 2 の 2」に、「第55条の 7 まで、第55条の 8（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第55条の 9 から第55条の11まで」を「第55条の11まで（第55条の 8 第 5 項及び第 6 項を除く。）」に、「及び第 2 項」を「第 2 項及び第 4 項」に改め、「第 243 条」と、」の次に「同項、第55条の 2 の 2 第 2 項並びに第55条の10の 2 第 1 号及び第 3 号中」を、「利用」と」の次に「同条第 4 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第 263条中「第54条」の次に「第55条の 2 の 2」を加え、「及び第 2 項」を「第 2 項及び第 4 項」に改め、「第 243条」と、」の次に「同項、第55条の 2 の 2 第 2 項、第55条の 3 第 1 号及び第 3 号並びに第55条の10の 2 第 1 号及び第 3 号中」を、「利用」と」の次に「同条第 4 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、」を加える。

第 267条を第 268条とし、第14章中同条の前に次の 1 条を加える。

（電磁的記録等）

第 267条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第51条の 5 第 1 項（第63条、第75条、第85条、第94条、第 124 条、第 143条（第 160条において準用する場合を含む。）、第 165条の 3、第 172条、第 182 条（第 197条において準用する場合を含む。）、第 218条、第 235条、第 249条、第 254条及び第 263条において準用する場合を含む。）、第 210条第 1 項（第 235条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に

より行うことができる。

- 2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するものをいう。）のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

（盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第6条 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 204条」の次に「・第 205条」を加える。

第4条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に提供するよう努めなければならない。

第7条第5項第1号中「をいう。」の次に「第48条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「をいう。」の次に「第48条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「をいう。」の次に「第48条第4項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「をいう。」の次に「第48条第4項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「をいう。」の次に「第48条第4項第5号，」を加え、同項第6号中「をいう。」の次に「第48条第4項第6号，」を加え、同項第7号中「をいう。」の次に「第48条第4項第7号，」を加え、同項第8号中「をいう。」の次に「第48条第4項第8号及び」を加える。

第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

第33条に次の1項を加える。

- 5 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第35条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「以下」を「テレビ電話装置等を活用して開催するもの（利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。以下」に改める。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第48条第1項第1号中「専ら」を削り、「以上。」を「以上」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「専ら」を削り、「以上。」を「以上」に改め、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対

応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項中「前項」を「前項本文」に、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第33条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないとき」を「オペレーションセンターサービスについて」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受ける」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条の見出し中「協力」を「協力等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条中「第34条から」を「第33条の2から」に、「第41条及び第42条」を「及び第41条から第42条まで」に、「第34条及び第35条」を「第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第60条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第60条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第60条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第60条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第60条の17第1項中「以下」を「テレビ電話装置等を活用して開催するもの（利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。以下」に改める。

第60条の20中「第29条」の次に「第33条の2」を、「第39条まで」の次に「第41条の2」を、「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは

「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第60条の20の3中「第29条」の次に「第33条の2」を、「第39条まで」の次に「第41条の2」を加え、「第35条」を「第35条第1項」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に改め、「第60条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第60条の34中「次に」を「次に」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の36第1項中「次項」を「テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。次項」に改める。

第60条の38中「第29条」の次に「第33条の2」を、「第39条まで」の次に「第41条の2」を加え、「第35条中「運営規程」とあるのは「第60条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に改め、「第60条の13第3項」を「第35条第1項中「運営規程」とあるのは「第60条の34に規定する重要事項に関する規程」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第65条第1項中「施設」の次に「（第67条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第66条第2項中「及び」を「第111条第9項及び」に改める。

第67条第1項ただし書中「こと」の次に「及び当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事すること」を加える。

第74条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条中「第29条」の次に「第33条の2」を、「第39条まで」の次に「第41条の2」を、「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」を「第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」に改める。

第83条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定居宅サービス」を「介護医療院、指定居宅サービス」に、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第84条第3項中「第112条第2項」を「第112条第3項」に改める。

第88条中「会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するもの（利用者又はその家族

が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得たものに限る。)を含む。)を加える。

第 101条中第10号を第11号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 102条に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、当該地域の実情により指定小規模多機能型居宅介護の効率的な運営に必要であると市長が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、介護保険事業計画（法第 117条第 1 項の規定により市が定める同項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期（次期の介護保険事業計画の作成において、既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することが、これに代替するサービスを新規に整備するよりも効率的であると市長が認めた場合にあっては、当該次期の介護保険事業計画の終期）までに限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第 109条中「第29条」を「第29条、第33条の 2」に、「第42条」を「から第42条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第33条の 2 第 2 項、第35条第 1 項並びに第41条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第60条の13第 3 項」の次に「及び第 4 項並びに第60条の16第 2 項第 1 号及び第 3 号」を加える。

第 111条第 1 項第 2 号中「をいう。」の次に「以下この号において同じ。」を加え、「以上」の次に「。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が 3 である場合において、当該共同生活住居がいずれも同一の階において隣接し、介護従業者が円滑に利用者の状況を把握すること及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が講じた対策によって利用者の安全性が確保されていると認められるときは、常勤換算方法で、2人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。」を加え、同条第 3 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同条第 5 項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第 9 項を第10項とし、第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 第 7 項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担

当者に代えて、第6項に規定する研修を修了した者を置くことができる。

第112条第2項中「第91条第2項」を「第91条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第114条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第118条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第122条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第123条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第124条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第129条中「第29条」を「第29条、第33条の2」に、「第42条」を「から第42条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第6章第4節」との次に「第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第139条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含

む。)」を加える。

第 146条中第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 147条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 147条に次の 1 項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 150条中「第29条」を「第29条、第33条の 2」に、「第42条」を「から第42条まで」に、「第35条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「第33条の 2 第 2 項、第35条第 1 項並びに第41条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第 7 章第 4 節」と」の次に「第60条の16第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第 152条第 1 項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第 4 号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第 152条第 1 項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 3 項ただし書中「指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第 179条のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第66号）第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（同条例第 52条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第 188条第 2 項の規定により配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第 8 項中「生活相談員、栄養士」

の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「又は機能訓練指導員により」を「若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により」に改める。

第158条第6項中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）」を加える。

第159条第6項中「会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うもの（入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。）」を加える。

第164条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第164条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第164条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第169条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

第170条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第170条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第172条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練」を加える。

第176条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の

次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）」を加え、同項に次の１号を加える。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 178 条中「第 29 条」の次に「，第 33 条の 2」を，「第 39 条」の次に「，第 41 条の 2」を，「規程」と，」の次に「同項，第 33 条の 2 第 2 項，第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え，「，第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第 181 条第 2 項第 1 号ア（イ）ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に，「しなければならない」を「し，かつ，15 人を超えないものとする」に改め，同号ア（ウ）中「次のいずれかの基準を満たす」を「10.65 平方メートル以上とする」に改め，同号ア（ウ）に次のただし書を加える。

ただし，（ア）ただし書の場合においては，21.3 平方メートル以上とすること。

第 181 条第 2 項第 1 号ア（ウ） a 及び b を削る。

第 183 条第 8 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）」を加える。

第 187 条中第 9 号を第 10 号とし，第 8 号の次に次の 1 号を加える。

（９）虐待の防止のための措置に関する事項

第 188 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において，当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第 8 条第 2 項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 188 条に次の 1 項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 190 条中「第 29 条」の次に「，第 33 条の 2」を，「第 39 条」の次に「，第 41 条の 2」を，「規程」と，」の次に「同項，第 33 条の 2 第 2 項，第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え，「，第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第 192 条第 11 項中「前項各号」を「第 7 項各号」に改める。

第 203 条中「第 29 条」を「第 29 条，第 33 条の 2」に，「，第 42 条」を「から第 42 条まで」に改め，「規程」と，」の次に「同項，第 33 条の 2 第 2 項，第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及

び第3号中」を加え、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第60条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第204条を第205条とし、第10章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び前条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項及び第156条第1項(第190条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するものをいう。)のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年条例第65号)の一部を次のように改正する。

目次中「第92条」の次に「・第93条」を加える。

第4条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、

適切かつ有効に提供するよう努めなければならない。

第9条第1項中「施設」の次に「（第11条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第10条第2項中「同条第6項」の次に「及び第72条第9項」を加える。

第11条第1項中「こと」の次に「及び当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事すること」を加える。

第28条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」

に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第33条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条第1項中「以下」を「テレビ電話装置等を活用して開催するもの（利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。以下」に改める。

第45条第5項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定居宅サービス」を「介護医療院、指定居宅サービス」に、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定

認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第6項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第46条第3項中「第73条第2項」を「第73条第3項」に改める。

第50条中「会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するもの（利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。）」を加える。

第58条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、当該地域の実情により指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的な運営に必要であると市長が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護保険事業計画（法第117条第1項の規定により市が定める同項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期（次期の介護保険事業計画の作成において、既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することが、これに代替するサービスを新規に整備するよりも効率的であると市長が認めた場合にあっては、当該次期の介護保険事業計画の終期）までに限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第66条中「第29条」を「第29条、第29条の2」に、「第37条まで、第38条（第4項を除く。）、第39条及び第40条」を「第40条まで（第38条第4項を除く。）」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第29条第3項及び第4項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」」を削る。

第72条第1項第2号中「をいう。」の次に「以下この号において同じ。」を加え、「以上」の次に「。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がいずれも同一の階において隣接し、介護従業者が円滑に利用者の状況を把握すること及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が講じた対策によって利用者の安全性が確保されていると認められるときは、常勤換算方法で、2人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。」を加え、同条中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項を第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他

の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項に規定する研修を修了した者を置くことができる。

第72条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の利用者の数は、前年度の1日当たりの利用者の数の平均値とする。ただし、新たに法第54条の2第1項本文の指定を受ける場合は、1日当たりの利用者の数の推定数による。

第73条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第75条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第79条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）」を加える。

第80条中「の事業」を「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業」に改める。

第81条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第82条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第82条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生

活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第87条中「第27条」を「第27条、第29条の2」に、「第38条（第4項を除く。）」、第39条、第40条」を「から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第88条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価

第92条を第93条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条、第87条において準用する場合を含む。）、第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するものをいう。）のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

(盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第8条 盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」の次に「第56条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を

行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に提供するように努めなければならない。

第 4 条第 1 項中「の栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 4 項ただし書中「、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第 43 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第 52 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 64 号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第 179 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定地域密着型サービス条例第 188 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第 10 項中「指定地域密着型サービス条例」を「盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 64 号）」に改める。

第 15 条第 6 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）」を加える。

第 16 条第 6 項中「会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するもの（入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。）」を加える。

第 21 条の次に次の 2 条を加える。

（栄養管理）

第 21 条の 2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（^く口腔衛生の管理）

第 21 条の 3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第 28 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

- 4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第29条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練」を加え、同条第4号中「及び」を「又は」に改める。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条第4項中「速やかに」を「速やかに」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に提供するよう努めなければならない。

第45条第2項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならない」を「し、かつ、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「次の基準のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同号ア(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合においては、21.3平方メートル以上とすること。

第45条第2項第1号ア(ウ) a 及び b を削る。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）」を加える。

第51条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第27条まで」の次に「第29条の2」を加える。

第55条を第56条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第55条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条第1項(前条において準用する場合を含む。)、第12条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付等(交付、説明、同意、承諾その他これらに類するものをいう。)のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(盛岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 盛岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第67号)の一部を次のように改正する。

目次中「第54条」の次に「第55条」を加える。

第2条に次の2項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に提供するよう努めなければならない。

第3条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書中「介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設(第42条に規定するユニット型介護老人保健施設

設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き」を削り、同条第6項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第7項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第5条第1項第1号イ(7)中「第31条」を「第31条第1項」に改め、同号イ(4)中「第31条」を「第31条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第15条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催するものを含む。))」を加える。

第16条第6項中「会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催するもの(入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得たものに限る。))を含む。))」を加える。

第19条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第19条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第19条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護老人保健施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 介護老人保健施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練」を加える。

第34条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第39条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的の実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の

整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に提供するように努めなければならない。

第44条第4項第1号イ(7)中「第31条」を「第31条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第31条」を「第31条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第46条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。)」を加える。

第50条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第51条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第51条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第53条中「第19条」を「第19条の3」に改め、「第27条まで」の次に「第29条の2」を加える。

第54条を第55条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第54条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条第1項(前条において準用する場合を含む。)、第12条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付等(交付、説明、同意、承諾その他これらに類す

るものをいう。)のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第68号)の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」の次に「・第56条」を加える。

第2条に次の2項を加える。

- 4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に提供しよう努めなければならない。

第3条第1項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床の病床数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1人以上

第3条第3項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の病床数の合計数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1人以上

第3条第6項中「第1項第5号及び第3項第6号」を「第1項第6号及び第3項第7号」に改め、同条第7項ただし書中「、指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療施設(第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き」を削り、同条第8項中「第1項第5号、第3項第6号」を「第1項第6号、第3項第7号」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して開催するものを含む。)」を加える。

第17条第6項中「会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催するもの(入院患者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者又はその家族の同意を得たものに限る。))を含む。)」を加える。

第19条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第19条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第19条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第27条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

- 3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含

む。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練」を加える。

第33条に次の1項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第38条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第38条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第42条に次の2項を加える。

- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に提供するよう努めなければならない。

第43条第2項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならない」を「し、かつ、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ロ)中「次の基準のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同号ア(ロ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合においては、21.3平方メートル以上とすること。

第43条第2項第1号ア(ロ) a 及び b を削る。

第44条第2項第1号ア(イ) ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならない」を「し、かつ、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ) 中「次の基準のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同号ア(ウ) に次のただし書を加える。

ただし、(7) ただし書の場合においては、21.3平方メートル以上とすること。

第44条第2項第1号ア(ウ) a 及び b を削る。

第45条第2項第1号ア(イ) ただし書中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「しなければならない」を「し、かつ、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ) 中「次の基準のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同号ア(ウ) に次のただし書を加える。

ただし、(7) ただし書の場合においては、21.3平方メートル以上とすること。

第45条第2項第1号ア(ウ) a 及び b を削る。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。)」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第19条」を「第19条の3」に改め、「第26条まで」の次に「、第28条の2」を加える。

第55条を第56条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第55条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10

条第1項（前条において準用する場合を含む。）、第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付等（交付、説明、同意、承諾その他これらに類するものをいう。）のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附則第10項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の病床数の合計数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1人以上

附則第16項を削り、附則第17項中「介護療養型医療施設」の次に「（平成17年10月1日後に増築され、又は改築された部分を除く。）」を加え、同項を附則第16項とする。

附則中第18項を第17項とする。

附則第19項中「附則第30項」を「第29項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則中第20項を第19項とし、第21項から第29項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第30項中「附則第27項」を「附則第26項」に、「附則第22項から第29項」を「附則第21項から第28項」に、「附則第30項」を「附則第29項」に改め、同項を附則第29項とする。

（盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第11条 盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第35条」に、「第33条」を「第36条」に、「第34条」を「第37条・第38条」に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に提供するよう努めなければならない。

第6条第2項中「管理者は、」の次に「主任介護支援専門員（」を、「主任介護支援専門員」

の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であること等のやむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「こと等」を「こと、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等」に改める。

第16条第9号中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するもの（利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。）」を加え、同条第18号の2の次に次の1号を加える。

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18号の3の厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあったときは、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第34条を第38条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第37条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他

これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第24号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付等（交付、説明、同意、承諾その他これらに類するものをいう。）のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

第33条中「第29条第6項」を「第31条第6項」に、「第33条」を「第36条」に改め、第4章中同条を第36条とする。

第32条第2項第4号中「第29条第2項」を「第31条第2項」に改め、同条第5号中「第30条第2項」を「第32条第2項」に改め、第3章中同条を第35条とする。

第31条を第34条とし、第30条を第32条とし、同条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第33条 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第29条を第31条とし、第26条から第28条までを2条ずつ繰り下げる。

第25条に次の1項を加え、同条を第27条とする。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第24条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

(感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための措置)

第26条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第12条 盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」の次に「・第37条」を加える。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に提供するように努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の発生及び再発の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するもの（利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。）」を加える。

第36条を第37条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付等（交付、説明、同意、承諾その他これらに類するものをいう。）のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

（盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第13条 盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」の次に「・第56条」を加える。

第2条に次の2項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に提供するように努めなければならない。

第 4 条第 1 項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 4 項ただし書中「、介護医療院（ユニット型介護医療院（第 43 条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き」を削る。

第 6 条第 1 項第 1 号イ(7) 中「第 32 条」を「第 32 条第 1 項」に改め、同号イ(イ) 中「第 32 条」を「第 32 条第 1 項」に、「同条」を「同項」に改める。

第 16 条第 6 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催するものを含む。）」を加える。

第 17 条第 6 項中「召集して行う会議」を「招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して開催するもの（入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得たものに限る。）を含む。）」に改める。

第 20 条の次に次の 2 条を加える。

（栄養管理）

第 20 条の 2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第 20 条の 3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第 29 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 30 条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護医療院は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 30 条に次の 1 項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた

ものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護医療院は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における虐待の発生及び再発の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における虐待の発生及び再発の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の発生及び再発の防止の

ための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条に次の2項を加える。

- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に提供するように努めなければならない。

第45条第4項第1号イ(7)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催するものを含む。)」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護医療院は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項の政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「第30条の2」を加える。

第55条を第56条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。)、第13条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録

（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 介護医療院及びその従業者は、交付等（交付、説明、同意、承諾その他これらに類するものをいう。）のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附則に次の１項を加える。

- 8 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和６年３月３１日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第５条第２項（第３号イに係る部分に限る。）及び第４５条第２項（第２号イに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般の浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

（盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第１４条 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成３０年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

附則第４項中「平成３３年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附則に次の１項を加える。

- 5 令和３年４月１日以後における前項の規定の適用については、前項中「は、第１１条」とあるのは「、令和３年３月３１日までに介護保険法第４６条第１項の規定による指定を受けている事業所（同日において当該事業所における盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第６条第１項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６第１号イ（３）に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第１１条」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６第１号イ（３）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第６条第１項に規定する」とあるのは「引き続き、令和３年３月３１日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第１４条の規定は公布の日から、第１１条中盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第１６条第１８号の２の次に１号を加える改正規定は同年１０月１日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第31条、第2条の規定による改正後の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第2条第5項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）、第31条の2（新特別養護老人ホーム基準条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第33条第3項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第33条の2（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。）並びに附則第6項及び第34項、第4条の規定による改正後の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第4条第3項及び第40条の2（新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）、第5条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第4条第3項及び第55条の10の2（新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）、第6条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第4条第3項及び第41条の2（新地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）、第7条の規定による改正後の盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第4条第3項及び第38条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）、第8条の規定による改正後の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設

設基準条例」という。)第3条第4項,第40条の2(新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)&及び第44条第3項,第9条の規定による改正後の盛岡市介護老人保健施設の人員,施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)&第2条第4項,第39条の2(新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。)&及び第43条第3項,第10条の規定による改正後の盛岡市指定介護療養型医療施設の人員,設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。)&第2条第4項,第38条の2(新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)&及び第42条第3項,第11条の規定による改正後の盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)&第4条第5項及び第33条(新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。),第12条の規定による改正後の盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。)&第4条第5項及び第29条の2(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)&並びに第13条の規定による改正後の盛岡市介護医療院の人員,施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)&第2条第4項,第40条の2(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)&及び第44条第3項の規定の適用については,これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし,新養護老人ホーム基準条例第7条,新特別養護老人ホーム基準条例第7条(新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。)&及び第34条(新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。),新軽費老人ホーム基準条例第7条(新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。),新居宅サービス等基準条例第30条(新居宅サービス等基準条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。),第57条(新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。),第77条,第87条,第96条,第107条(新居宅サービス等基準条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。),第143条,第164条(新居宅サービス等基準条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。),第178条,第201条,第213条,第232条,第245条及び第257条(新居宅サービス等基準条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。),新介護予防サービス等基準条例第55条(新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。),第73条,第83条,第92条,第121条,第139条(新介護予防サービス等基準条例第165条の3及び第172条において準用する場合を含む。),第157条,第179条,第194条,第213条,第232条及び第243条(新介護予防サービス等基準条例第254条及び第263条において準用する場合を含む。),新地域密着型サービス基準条例第32条,第56条,第60条の12(新地域密着型サービス基準条例第60条の20の3において準用する場合を含む。),第60条の34,第74条,第101条(新地域密着型サービス基準条例第203

条において準用する場合を含む。）、第 123条、第 146条、第 169条及び第 187条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条、第58条及び第81条、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条及び第51条、新介護老人保健施設基準条例第28条及び第50条、新介護療養型医療施設基準条例第27条及び第51条、新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護老人ホーム基準条例第24条、新特別介護老人ホーム基準条例第24条の2（新特別介護老人ホーム基準条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第24条の2（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第32条の2（新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第55条の2の2（新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第33条の2（新地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第29条の2（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第29条の2（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第28条の2（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等基準条例第23条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第21条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第30条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の

規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第33条第3項（新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条及び第276条において準用する場合を含む。）、第111条第2項（新居宅サービス等基準条例第115条、第135条、第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第237条及び第248条において準用する場合を含む。）、第144条第2項（新居宅サービス等基準条例第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第260条第6項（新居宅サービス等基準条例第265条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第55条の3第3項（新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条及び第263条において準用する場合を含む。）、第122条第2項（新介護予防サービス等基準条例第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第140条の2第2項（新介護予防サービス等基準条例第160条、第165条の3、第172条、第218条及び第235条において準用する場合を含む。）及び第246条第6項（新介護予防サービス等基準条例第254条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第60条において準用する場合を含む。）及び第60条の16第2項（新地域密着型サービス基準条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条及び第203条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第32条第2項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等基準条例第26条（新指定居宅介護支援等基準条例第36条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防支援等基準条例第23条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新養護老人ホーム基準条例第23条第3項、新特別養護老人ホーム基準条例第24条第3項（新特別養護老人ホーム基準条例第48条において準用する場合を含む。）及び第40条第4項（新特別養護老人ホーム基準条例第52条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第24条第3項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第57条の2第3項（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。）、第108条第3項（新居宅サービス等

基準条例第 115条, 第 135条, 第 146条, 第 168条, 第 181条の 3, 第 188条及び第 204条において準用する場合を含む。), 第 179条第 4 項, 第 214条第 4 項及び第 233条第 4 項(新居宅サービス等基準条例第 248条において準用する場合を含む。), 新介護予防サービス等基準条例第 55条の 2 第 3 項(新介護予防サービス等基準条例第 63条において準用する場合を含む。), 第 121条の 2 第 3 項(新介護予防サービス等基準条例第 143条, 第 165条の 3, 第 172条及び第 182条において準用する場合を含む。), 第 158条第 4 項, 第 195条第 4 項及び第 214条第 4 項(新介護予防サービス等基準条例第 235条において準用する場合を含む。), 新地域密着型サービス基準条例第 60条の 13 第 3 項(新地域密着型サービス基準条例第 60条の 20 の 3, 第 60条の 38, 第 81条, 第 109条及び第 203条において準用する場合を含む。), 第 124条第 3 項, 第 147条第 4 項, 第 170条第 3 項及び第 188条第 4 項, 新地域密着型介護予防サービス基準条例第 29条第 3 項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第 66条において準用する場合を含む。)及び第 82条第 3 項, 新指定介護老人福祉施設基準条例第 29条第 3 項及び第 52条第 4 項, 新介護老人保健施設基準条例第 29条第 3 項及び第 51条第 4 項, 新介護療養型医療施設基準条例第 28条第 3 項及び第 52条第 4 項並びに新介護医療院基準条例第 30条第 3 項及び第 52条第 4 項の規定の適用については, これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 6 当分の間, 次表の左欄に掲げる施設は, 同表の当該中欄に掲げる基準を満たすほか, 当該施設における介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態(夜間及び深夜の時間帯におけるものを含む。)を勘案して同表の当該右欄に掲げる者を配置するよう努めるものとする。

新特別養護老人ホーム基準条例第 35 条第 4 項第 1 号ア(イ)の規定により入居定員が 10 人を超える新特別養護老人ホーム基準条例第 32 条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型特別養護老人ホーム	新特別養護老人ホーム基準条例第 11 条第 1 項第 4 号ア及び第 40 条第 2 項の基準	職員
新特別養護老人ホーム基準条例第 50 条第 4 項第 1 号ア(イ)の規定により入居定員が 10 人を超える新特別養護老人ホーム基準条例第 32 条に規定するユニットを整備する新特別養護老人ホーム基準条例第 49 条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホーム	新特別養護老人ホーム基準条例第 45 条第 1 項第 4 号ア及び第 52 条において準用する第 40 条第 2 項の基準	職員
新居宅サービス等基準条例第 171 条第 6 項第 1 号ア(イ)の規定により利用定員が 10 人を超える新居宅サービス等基準条例第 169 条に規定するユニットを整備する新居宅サービス等基準条例第 171 条第 1 項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所	新居宅サービス等基準条例第 148 条第 1 項第 3 号及び第 179 条第 2 項の基準	従業者
新介護予防サービス等基準条例第 154 条第 6 項第 1 号ア	新介護予防サービス等	従業者

(イ) の規定により利用定員が10人を超える新介護予防サービス等基準条例第 152条に規定するユニットを整備する新介護予防サービス等基準条例第 154条第 1 項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所	基準条例第 130条第 1 項第 3 号及び第 158条第 2 項の基準	
新地域密着型サービス基準条例第 181条第 2 項第 1 号ア (イ) の規定により入居定員が10人を超える新地域密着型サービス基準条例第 179条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設	新地域密着型サービス基準条例第 152条第 1 項第 3 号ア及び第 188条第 2 項の基準	従業者
新指定介護老人福祉施設基準条例第45条第 2 項第 1 号ア (イ) の規定により入所定員が10人を超える新指定介護老人福祉施設基準条例第43条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設	新指定介護老人福祉施設基準条例第 4 条第 1 項第 3 号ア及び第52条第 2 項の基準	従業者
新介護療養型医療施設基準条例第43条第 2 項第 1 号ア (イ) の規定により入院患者の定員が10人を超える新介護療養型医療施設基準条例第41条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設	新介護療養型医療施設基準条例第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに附則第 9 項の基準	従業者
新介護療養型医療施設基準条例第44条第 2 項第 1 号ア (イ) の規定により入院患者の定員が10人を超える新介護療養型医療施設基準条例第41条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設	新介護療養型医療施設基準条例第 3 条第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに附則第 2 項第 2 号の基準	従業者
新介護療養型医療施設基準条例第45条第 2 項第 1 号ア (イ) の規定により入院患者の定員が10人を超える新介護療養型医療施設基準条例第41条に規定するユニットを整備する同条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設	新介護療養型医療施設基準条例第 3 条第 3 項第 2 号及び第 3 号並びに附則第 3 項並びに第 10項第 2 号及び第 3 号の基準	従業者

- 7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって、第 2 条の規定による改正前の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第35条第 4 項第 1 号ア (エ) b 及び第50条第 4 項第 1 号ア (エ) b、第 4 条の規定による改正前の盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 171条第 6 項第 1 号ア (エ) 、第 5 条の規定による改正前の盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介

護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 154条第 6 項第 1 号ア(エ) , 第 6 条の規定による改正前の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例第 181条第 2 項第 1 号ア(ウ) b, 第 8 条の規定による改正前の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例第45条第 2 項第 1 号ア(ウ) b並びに第10条の規定による改正前の盛岡市指定介護療養型医療施設の人員, 設備及び運営に関する基準を定める条例第43条第 2 項第 1 号ア(ウ) b, 第44条第 2 項第 1 号ア(ウ) b及び第45条第 2 項第 1 号ア(ウ) bの規定の要件を満たしている居室等については, なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

- 8 施行日から令和 6 年 3 月31日までの間, 新地域密着型サービス基準条例第 164条の 2 (新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。), 新指定介護老人福祉施設基準条例第21条の 2 (新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。), 新介護老人保健施設基準条例第19条の 2 (新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。), 新介護療養型医療施設基準条例第19条の 2 (新介護療養型医療施設基準条例第 54条において準用する場合を含む。) 及び新介護医療院基準条例第20条の 2 (新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。) の規定の適用については, これらの規定中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 9 施行日から令和 6 年 3 月31日までの間, 新地域密着型サービス基準条例第 164条の 3 (新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。), 新指定介護老人福祉施設基準条例第21条の 3 (新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。), 新介護老人保健施設基準条例第19条の 3 (新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。), 新介護療養型医療施設基準条例第19条の 3 (新介護療養型医療施設基準条例第 54条において準用する場合を含む。) 及び新介護医療院基準条例第20条の 3 (新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。) の規定の適用については, これらの規定中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 10 施行日から起算して 6 月を経過する日までの間, 新養護老人ホーム基準条例第30条第 1 項, 新特別養護老人ホーム基準条例第31条第 1 項 (新特別養護老人ホーム基準条例第42条, 第48条及び第52条において準用する場合を含む。), 新軽費老人ホーム基準条例第33条第 1 項 (新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。), 新地域密着型サービス基準条例第 176条第 1 項 (新地域密着型サービス基準条例第 190条において準用する場合を含む。), 新指定介護老人福祉施設基準条例第40条第 1 項 (新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。), 新介護老人保健施設基準条例第39条第 1 項 (新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。), 新介護療養型医療施設基準条例第38条

第1項（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第40条第1項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

（介護保険施設等における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 11 施行日から令和6年3月31日までの間、新養護老人ホーム基準条例第25条第2項第3号、新特別養護老人ホーム基準条例第26条第2項第3号（新特別養護老人ホーム基準条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第26条第2項第3号（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項及び第48項において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第172条第2項第3号（新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第32条第2項第3号（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第32条第2項第3号（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第31条第2項第3号（新介護療養型医療施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第33条第2項第3号（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム、新地域密着型サービス基準条例第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設、介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設、同法第8条第28項に規定する介護老人保健施設、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設及び介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

提案理由

介護保険制度の見直しに伴い、施設サービス、居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援及び介護予防支援の事業に関する基準を改めようとするものである。

議案第 62 号

財産の処分について

次のとおり土地を処分するものとする。

令和 3 年 3 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 処分する土地

土 地 の 所 在 地	種 別	数 量	予 定 価 格
盛岡市向中野字畑返 1 番 3 外 1 筆	宅地	6,982.75㎡	273,723,800円

2 処 分 の 方 法 売払い

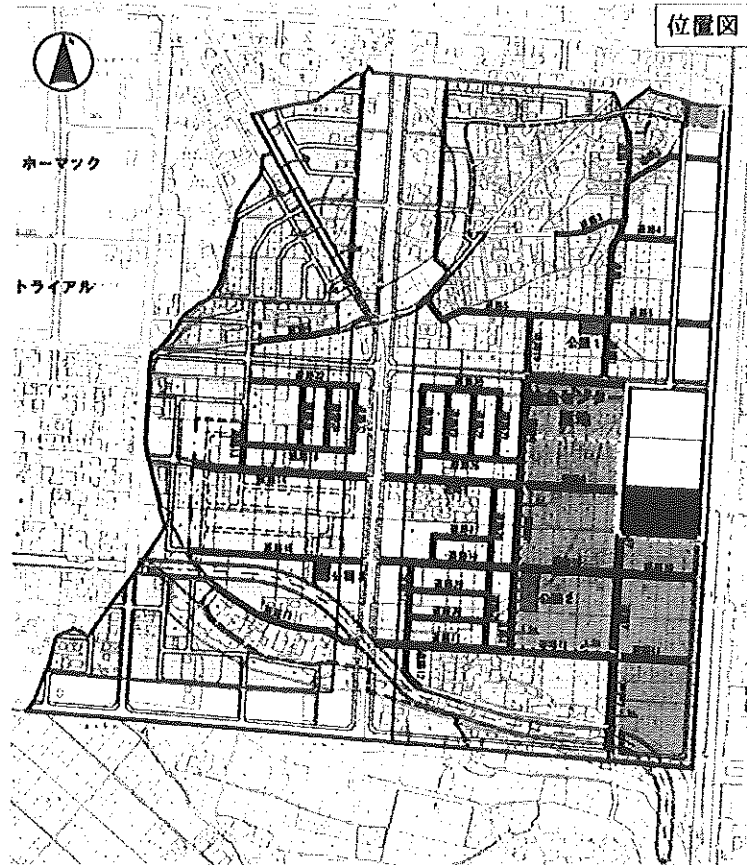
3 処分の相手方

株式会社セキノ興産 代表取締役

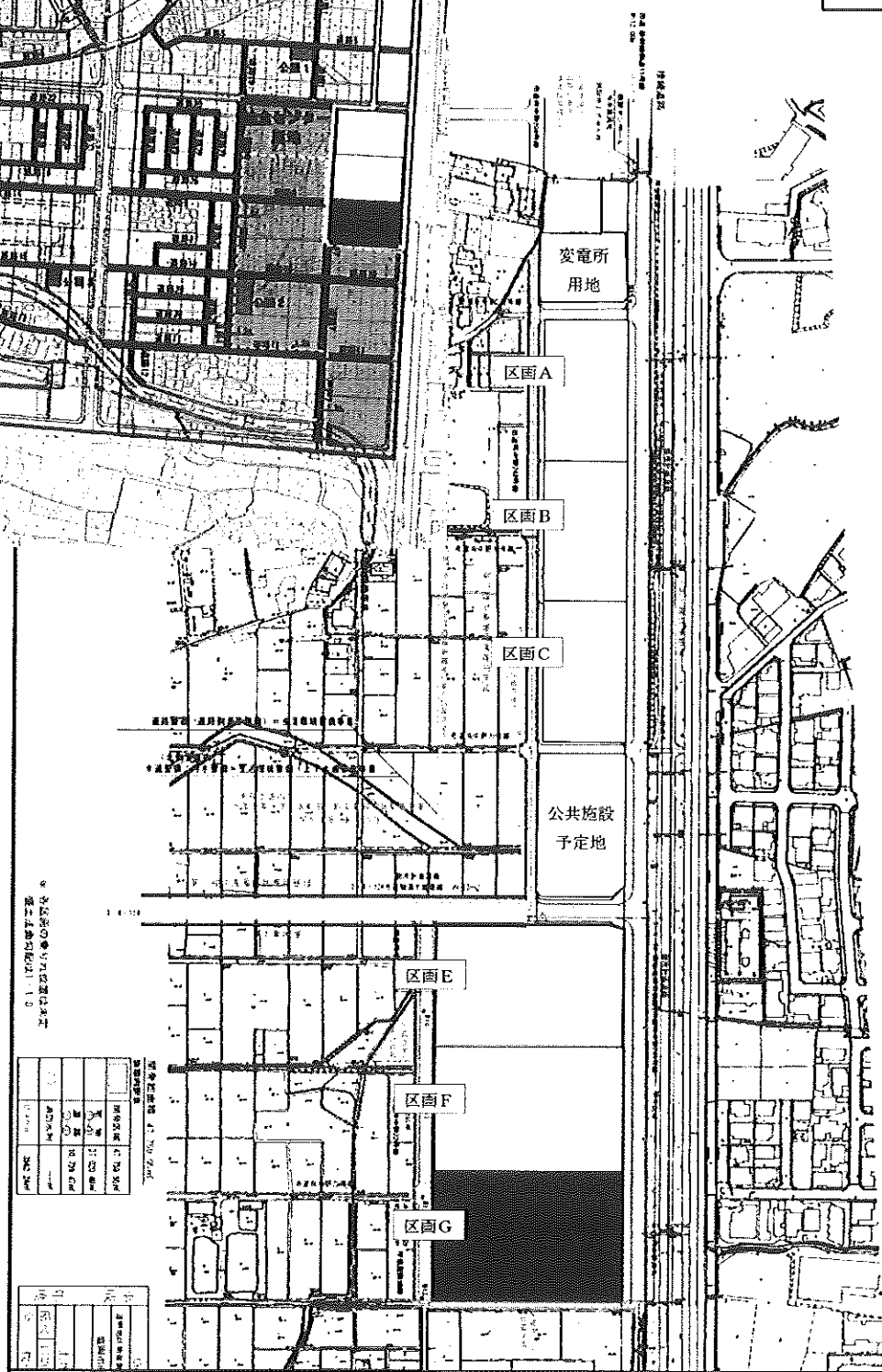
4 見 取 図 別添による。

提案理由

道明地区新産業等用地を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。



見取図



※ 本図の数字は、図面記載の数字とは異なる場合があります。

区画	面積 (㎡)	用途
区画A	1,234	住宅
区画B	567	住宅
区画C	890	住宅
区画D	1,567	住宅
区画E	2,345	住宅
区画F	3,456	住宅
区画G	4,567	住宅

区画	面積 (㎡)	用途
区画A	1,234	住宅
区画B	567	住宅
区画C	890	住宅
区画D	1,567	住宅
区画E	2,345	住宅
区画F	3,456	住宅
区画G	4,567	住宅

所在地	盛岡市向中野字畑返 1 番 3 盛岡市津志田 6 地割 1 番 1
-----	--------------------------------------

議案第 63 号

市道の路線の認定，廃止及び変更について

市道の路線を次のとおり認定，廃止及び変更するものとする。

令和 3 年 3 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路線名	起点	終点
A a 505	北山一丁目10号線	北山一丁目 219番15地先	北山一丁目 221番 4 地先
A b 792	箱清水一丁目42号線	箱清水一丁目41番 9 地先	箱清水一丁目42番11地先
A d 779	北松園四丁目37号線	北松園四丁目35番33地先	北松園四丁目35番32地先
C a 871	南仙北二丁目42号線	南仙北二丁目34番27地先	南仙北二丁目34番18地先
C a 872	南仙北二丁目43号線	南仙北二丁目34番16地先	南仙北二丁目34番 8 地先
C a 873	向中野 282号線	向中野字東道明 3 番 2 地先	向中野字東道明 4 番 4 地先
C a 874	向中野 283号線	向中野字東道明 4 番 6 地先	向中野字東道明 6 番 5 地先
C a 875	向中野 284号線	向中野字東道明 7 番 2 地先	向中野字東道明 9 番 2 地先
C a 876	向中野歩行者専用道24号線	向中野字東道明 4 番 8 地先	向中野字東道明 4 番 5 地先
都 4220	夕覚 7 号線	飯岡新田 6 地割20番 1 地先	向中野字東道明33番 2 地先
都 4221	検断地自転車歩行者専用道 2 号線	永井17地割40番 2 地先	永井17地割40番 6 地先

2 路線の廃止

整理番号	路線名	起点	終点
都 1911	洺向 3 号線	大ヶ生 4 地割38番地先	大ヶ生11地割41番 2 地先

3 路線の変更

整理番号	路線名	起点		終点
C b 100	下太田本宮 3 号線	新	下太田下川原 102 番 1 地先	本宮字宮沢 2 番地先
		旧	下太田新田 97 番地の 4 地先	
C c 2	中太田上鹿妻 1 号線	新	中太田新田 16 番 2 地 先	中太田泉田 1 番地の 10 地先
		旧	中太田新田 25 番地の 11 地先	

提案理由

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

追 加 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 64 号	盛岡市固定資産評価審査委員会の委員の選任について……………	1
議案第 65 号	盛岡市固定資産評価員の選任について……………	2
議案第 66 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	3

議案第 64 号

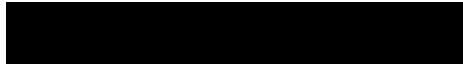
盛岡市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

次の者を盛岡市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第 423条第 3 項の規定により同意を求める。

令和 3 年 3 月 25 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

細 川 卓



議案第 65 号

盛岡市固定資産評価員の選任について

地方税法（昭和25年法律第 226号）第 404条第 2 項の規定により，盛岡市固定資産評価員に盛岡市職員櫻正伸を村上秀樹の後任として選任したいので同意を求める。

令和 3 年 3 月 25 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

議案第 66 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第 139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

令和3年3月25日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

兼 平 哲 哉
鈴 木 薫

